

第77回国民体育大会 競技会棄権内容

【第77回冬季大会及び本大会の棄権人数】

	冬季大会	本大会	計
①新型コロナ関連	127	68	195
②体調不良 (新型コロナ関連以外)	3	33	36
③ケガ	16	44	60
④その他（一身上の都合 他）	16	41	57
計	162	186	348

開催基準要項改定

17 大会の標章

(1)～(4) (略)

(5) 大会に関する製作物等には、原則として国民体育大会マークを表示しなければならない。なお、表示方法等については、「公益財団法人日本スポーツ協会 国民体育大会関係標章デザインガイドライン」(69 頁) によるものとする。

1) ~~大会参加章~~2) ~~記念章~~3) ~~各種印刷物~~① ~~ポスター、②総合プログラム、③競技別プログラム、~~④ ~~その他印刷物 (ガイドブック、リーフレット、名刺等)~~4) ~~看板等~~① ~~看板類 (各種看板、大会告示塔等)、②横断幕~~5) ~~ホームページ~~6) ~~その他国体に係る製作物等~~

19 大会参加章

(1) ~~本要項第 8 項(1)、(3)に定める参加者には、大会参加章 (以下「参加章」という。) が与えられる。~~

開催県は、大会参加章 (以下「参加章」という。) を作製し、本要項第 8 項(1)、(3)に定める参加者に対し、配付することができる。

(2) ~~参加章着用者は、大会参加を証された者として、総合開・閉会式を除くすべての競技会場に入場することができる。ただし、競技会場によっては、入場を制限されることがある。~~

(3) ~~開催回数を同じくする大会の参加章は、原則として同一とする。ただし、冬季大会の参加章については、開催県が希望する場合、本大会と異なる意匠により作成することができる。~~

(4) ~~参加章の意匠等は、開催県が日本スポーツ協会と協議の上決定作製し、日本スポーツ協会が作成する。~~

(5) (2) ~~開催県実行委員会~~は、参加章以外に同一意匠で規格を異にする記念章を公開競技及びデモンストレーションスポーツの参加者、並びに大会補助員、協力者のために作製し、配付することができる。

(6) (3) ~~開催県~~は、ブロック大会及び都道府県大会においては、大会参加章と同一意匠で規格を異にする参加章を作製し、配付することができる。

4 5 A D カード

(1) 開催県及び会場地市町村は、式典又は各競技会の A D カード (Accreditation Card) を作製し、本要項第 8 項に定める参加者及び第 23 項に定める大会役員のほか、大会主催者及び競技会主催者が認めた者に発行する。

(2) A D カード着用者は、その A D カードに規定された会場に入場することができる。ただし、会場によっては、入場を制限されることがある。

~~4-5~~ 4 6 協議
(略)

~~4-6~~ 4 7 要項の改廃
(略)

開催基準要項細則 改定対比表

現 行	改 定 （案）	
3 本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号（参加資格及び年齢基準等） （1） 大会及びブロック大会 1） 参加資格 ① 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。 （i） 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む） （ii） 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。 i) 「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に 1 年以上在籍していること。 ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「<u>留学</u>」又は「<u>家族滞在</u>」（<u>中学 3 年生</u>）に該当していること。 （iii） 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。 i) 少年種別年齢域にあった時点において前号（ii）に該当していた者であること。 ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会終了時において「留学」に該当しないこと。 [注] 上記（iii）－ii）について、大学及び専修学校等に在籍する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。	3 本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号（参加資格及び年齢基準等） （1） 大会及びブロック大会 1） 参加資格 ① 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。 （i） 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む） （ii） 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。 i) 「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に 1 年以上在籍していること。 ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。 （iii） 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。 i) 少年種別年齢域にあった時点において前号（ii）に該当していた者であること。 ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会終了時において「留学」に該当しないこと。 [注] 上記（iii）－ii）について、大学及び専修学校等に在籍する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。	※入管法の改定及び現状に即した変更

特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2022年12月9日）

資料№2-(2)-②

西暦2023年に開催する特別国民体育大会実施要項総則「5参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」における各項目の解釈については、下記の通りとする。
また、本資料に定めのない事項・内容・解釈については、別途公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「日本スポーツ協会」)国民体育大会委員会において決定する。

(注)①特別競技については、下記及び競技別要項の定めによる。公開競技については、各競技別要項の定めによる。
②下記に示すものの他、競技によっては更に限定する場合があるので、各競技別実施要項が決定後、当該競技別実施要項を参照のこと。

項 目		解 釈・説 明	備 考、補 足						
(1) 参加資格									
ア	日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。	・「継続的に日本に滞在」と認定するに要する期間については、下記(本資料6頁から)「(2)所属都道府県」に定める各期間とする。							
	(7) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)	・「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」(以下、「特別永住者」)を含む)については、日本国籍を有する者と同様に扱う。 [1] ・国体における、「永住者」(「特別永住者」を含む)以外の外国籍競技者の「在留資格」の考え方は、下記(※)の通りとする。	[1] 「永住者」(「特別永住者」含む)については、一部競技に設けられている外国籍競技者に対する参加制限に抵触しない等、国体に参加するにあたり日本国籍を有する者と同様の取り扱いとなることを指す。						
	(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者								
	a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。	・本号(イ)及び次号(ウ)でいう「学校教育法」第1条に規定する学校(以下「第1条校」とは、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校を指す。							
	b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。	・大会実施要項(都道府県大会を含む)が定める参加申込締切時の1年以上前から、継続して第1条校に在籍していなければならない。 <table border="1"><tr><td>(※)在留資格</td><td>考 え 方</td></tr><tr><td>家 族 滞 在</td><td rowspan="3">中学3年生及び高等学校等に在籍する者</td></tr><tr><td>留 学</td></tr><tr><td>定 住 者</td></tr></table>	(※)在留資格	考 え 方	家 族 滞 在	中学3年生及び高等学校等に在籍する者	留 学	定 住 者	<改定内容> ・家族滞在：中学校3年生 留 学：中学校3年生及び高等学校、大学等に在籍する者をそれぞれ修正 ・在留資格に「定住者」を追加
(※)在留資格	考 え 方								
家 族 滞 在	中学3年生及び高等学校等に在籍する者								
留 学									
定 住 者									
	(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者								
	a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。[2]		[2] ・過去の在留資格が、成年種別年齢域での「留学」のみの場合は国体に参加できない。 ・第59回大会(2004年)以前に第1条校に在籍していた者については、在籍実績が1年以上なくとも参加できる。ただし、過去の在留資格が成年種別年齢域での「留学」のみの場合を除く。						
	b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。 [注] 上記(ウ)bについて大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。	・過去に前号(イ)に該当していた者であっても、現在大学(大学院を含む)等に在籍している場合は、「永住者」(「特別永住者」を含む)以外は国体に参加できない。 [3] ・過去に前号(イ)に該当していた者であっても、現在専修学校(専門学校)に在籍している場合は、「永住者」(「特別永住者」を含む)以外は国体に参加できない。	[3] 成年種別年齢域に該当する高等学校等の在籍者は、大学に在籍する「留学」の取り扱いに準じ、参加することはできない。						

Q.1 (1)参加資格－ア－(ア)に「永住者」(「特別永住者」を含む)について記載されていますが、在留資格が「永住者」(「特別永住者」を含む)であれば、(1)参加資格－ア－(イ)－aのように「第1条校」に在籍していなくてもよいのでしょうか。
A.1 在留資格が「永住者」(「特別永住者」を含む)の方については、日本国籍を有する者と同様の条件で参加できます。
従って、特に(1)参加資格－ア－(イ)－aの「第1条校」に在籍していなくても参加できます。

Q.2 (1)参加資格－ア－(ウ)に「少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者」とありますが、大学から来日し、その後日本で就職した外国籍の者は、(1)参加資格－ア－(ウ)に該当しないため、参加できないということでしょうか。
A.2 大学から来日し、その後就職された方については、(1)参加資格－ア－(ウ)に該当しないため参加できません。
なお、「永住者」(「特別永住者」を含む)を除く外国籍の者の参加条件として、「第1条校」に1年以上在籍実績(第59回大会以前に在籍していた者はこの限りではない)が必要となりますが、現在、大学(大学院含む)や専修学校(専門学校)に在籍する方については、「第1条校」に1年以上の在籍実績があっても参加できません。

Q.3 現在の在留資格が「家族滞在」、「留学」以外なのですが、国体に参加できますでしょうか。
A.3 本資料記載以外の在留資格の者については、日本スポーツ協会において、当該の在留資格及び我が国における活動内容等を勘案した上で、参加の可否を決定いたします。
所属の都道府県体育・スポーツ協会を通じて、日本スポーツ協会へお問合せください。

Q.4 成年種別に少年種別年齢域の選手が出場できる競技の場合、日本国籍を有しない者の出場要件は「少年種別年齢域」と「成年種別年齢域」のどちらが適用されますか。
A.4 参加資格を判断する際は、当該年4月1日時点での年齢が少年・成年種別年齢域のどちらに属するかで判断することとなり、どちらの種別に出場するか、高校生であるか否か等は参加資格を判断する際の要件にはなりません。このため、成年種別に参加する選手が18歳未満(少年種別年齢域)の場合は、「少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者」の要件を満たすことが必要となります。

国民体育大会開催基準要項細則

1 国民体育大会開催基準要項(以下「本則」という。)第7項第1号の3(開催地が複数の都道府県にまたがる場合)

総合開・閉会式場及び競技会場の決定については、当該都道府県が協議の上、日本スポーツ協会の承認を得なければならない。

2 本則第7項第4号の2(施設基準)

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ推進への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県及び市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

(国民体育大会施設基準:42 頁参照)

3 本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)

(1) 大会及びブロック大会

1) 参加資格

① 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(i) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む)

(ii) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に1年以上在籍していること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)又は「定住者」に該当していること。

(iii) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 少年種別年齢域にあった時点において前号(ii)に該当していた者であること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会終了時において「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(iii)－ii)について、大学及び専修学校等に在籍する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

② 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長及び都道府県体協等会長が代表として認め選抜した者であること。

③ 前々回又は前回の大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2 大会以上の間を置かなければならない。ただし、次の場合は該当しないこととする。

(i) 成年種別

i) 新卒業者

ii) 結婚又は離婚に係る者

[注] i) 及び ii) は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

- iii) ふるさと選手(51 頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による)
- [注] 52 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。
- (ii) 少年種別
 - i) 新卒業者
 - ii) 結婚又は離婚に係る者
 - iii) 一家転住に係る者(52 頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)
 - [注] i)から iii)は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
 - iv) JOC エリートアカデミーに在籍する者(53 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による)
- ④ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。
- ⑤ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。
- ⑥ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。
- ⑦ 選手、監督、本部役員帯同のスポーツドクター、アスレティックトレーナーは、本大会又は冬季大会参加前の1年以内に日本スポーツ協会が指定するアンチ・ドーピング教育を受講した者であること。
- ⑧ 上記のほか、選手については次のとおりとする。
 - (i) 本則第 18 項に定める都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。ただし、別に定める「国民体育大会予選会免除に関する要領」(54 頁)及び「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(55 頁)に基づき予選会への参加が免除となった者については、この限りではない。
 - (ii) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。
 - (iii) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。
- ⑨ 上記のほか、監督については、大会開催年の 4 月 1 日以前から本大会終了時まで(冬季大会については、大会開催前年の 10 月 1 日以前から本大会終了時まで)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき当該競技団体が定める公認資格(コーチ 1～4、教師、上級教師)を保有している者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。
- 2) 選手の年齢基準及び所属都道府県

選手の年齢基準及び所属都道府県は、次のとおりとする。

ただし、日本スポーツ協会が特に認める場合、以下の年齢基準にかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができるものとし、年齢の下限は大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、14 歳(中学 3 年生)とする。

 - ① 成年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、18 歳以上の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

 - (i) 居住地を示す現住所
 - (ii) 勤務地
 - (iii) ふるさと (51 頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)
 - [注] 53 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。
 - ② 少年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、15 歳以上 18 歳未満の者とし、次のいずれか

に属する都道府県を選択することができる。

- (i) 居住地を示す現住所
- (ii) 「学校教育法」第 1 条に規定する学校の所在地
- (iii) 勤務地
- (iv) 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」(53 頁)に定める小学校の所在地

[注] 上記の属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「『学校教育法』第 1 条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、大会開催年(冬季大会は開催前年)の 4 月 30 日以前から大会終了時まで引き続き当該地に、居住又は勤務、通学していなければならない(「居住地を示す現住所」における「日常生活」及び「勤務地」における「主たる勤務実態」については、別に基準を定める)。ただし、次の者は、この限りではない。

[成年種別]

- (a) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(55 頁)の対象者

[少年種別]

- (a) 一家転住に係る者(52 頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)
- (b) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(55 頁)の対象者

(2) 都道府県大会

- 1) 都道府県体協等は、大会の運営の円滑化を図るため、市町村体育・スポーツ協会、同教育委員会等と緊密な連絡をとり、前号に準拠した選手及び監督を各競技の参加者とする。
- 2) 各競技の選手及び監督は、大会主催者が定める参加申込書を提出する。
- 3) 当該競技団体に登録していない者又はチームの取り扱いは次のとおりとする。
 - (i) 大会主催者が定めた参加申込書を提出することにより、当該競技団体の一時登録者又は仮加盟者とみなし、参加料等を徴収することができる。なお、特に経験を必要とする競技については、当該競技団体が参加資格を別に定めることができる。
 - (ii) 参加申込書が受理された時点で参加条件が満たされたこととし、以降本大会まで当該競技団体の定めた競技者規定等を遵守すること。

(3) その他

参加資格等に疑義があるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

4 本則第 10 項第 3 号(大会の実施競技及び各競技の参加人員)

(1) 第 70 回大会から第 73 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(37 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレー射撃、ボウリング、ゴルフ

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(4 競技)

[本大会]

軟式野球、銃剣道、なぎなた、トライアスロン

2) 公開競技(4 競技)

[本大会]

綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(2) 第 74 回大会から第 77 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(39 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(2 競技)

[本大会]

銃剣道、クレール射撃

2) 公開競技(5 競技)

[本大会]

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

※第 75 回大会の中止に伴い、当該大会実施競技については、令和 5 年開催の特別大会にて実施。

(3) 第 78 回大会から第 81 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(39 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボートローイング、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(2 競技)

[本大会]

ボクシング、クレール射撃

- 2) 公開競技(7 競技)
 - [本大会]
 - 綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック
- 3) デモンストレーションスポーツ
 - 開催県が希望する競技
- 4) 特別競技
 - [本大会]
 - 高等学校野球

(4) 第 82 回大会から第 85 回大会における実施対象競技は次のとおり。

- 1) 正式競技(41 競技)
 - ③ 毎年実施競技(39 競技)
 - [本大会]
 - 陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレ射撃、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
 - [冬季大会]
 - スキー、スケート、アイスホッケー
 - ④ 隔年実施競技(2 競技)
 - [本大会]
 - 馬術、なぎなた
- 2) 公開競技(9 競技)
 - [本大会]
 - 綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ダンススポーツ
- 3) デモンストレーションスポーツ
 - 開催県が希望する競技
- 4) 特別競技
 - [本大会]
 - 高等学校野球

~~(4)~~(5) 正式競技及び特別競技の参加人員は 46 頁に示すとおり。

5 本則第 11 項第 1 号の 3 及び第 2 号の 4(総合成績決定方法)

- (1) 総合表彰(都道府県)における総合成績決定方法
 - 1) 各都道府県の男女総合成績及び女子総合成績は、冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の得点を合計したものとし、その合計得点が多い順に順位を決定し、第 1 位から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、その次の順位を欠位とする。
 - 2) 各都道府県の総合成績は、大会総務委員会が決定する。
 - 3) その他業務上必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別表彰における総合成績決定方法
 - 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績は、次の競技得点及び参加得点を合計し、その多い順に順位を決定し、第 1 位から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

各競技会の総合成績は、競技団体が決定するが、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

1) 競技得点

競技得点は、次の2種類とし、第1位から第8位までの都道府県に与える。ただし、同順位の場合の競技得点は、次順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は小数第3位以下を切り捨てる。

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
種別	4 人以下	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
	5 人以上 7 人以下	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
	8 人以上	64 点	56 点	48 点	40 点	32 点	24 点	16 点	8 点
種目	——	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

[注] 「種別」:種別などに与える得点 「種目」:種目などに与える得点

2) 参加得点(83 頁)

参加得点は 10 点とし、その基準を下記のとおりとする。

- ① 都道府県が大会に直接エントリーする競技については、参加種別数にかかわらず、大会の参加をもって得点を与える。
- ② ブロック大会を経て参加する競技については、ブロック大会を大会参加とみなし、得点を与える。
ただし、ブロック大会で大会の出場権を獲得しながら、大会に参加しなかった場合は与えない。

- (3) 参加資格違反並びにアンチ・ドーピング規則に対する違反に関わる競技順位等の取り扱い「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」(85 頁)によるものとする。

6 本則第 13 項第 3 号(開催要望書の様式及び添付書類)

(1) 様 式

開 催 要 望 書		
公益財団法人日本スポーツ協会会長 殿 文 部 科 学 大 臣 殿		
令和〇〇年の第〇〇回国民体育大会[本大会または冬季大会](スポーツ基本法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 56 号)の施行後の国民スポーツ大会)を〇〇県において開催いたしたく、ここに要望します。		
年 月 日	都道府県体育・スポーツ協会会長名 都 道 府 県 知 事 名 都道府県教育委員会教育長名	印 印 印

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日本スポーツ協会及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

- 1) 都道府県議会決議書
- 2) 同一地区内都道府県の同意書

本則第 12 項第 2 号に定める同一地区内の都道府県体協等から同意を得ること。

7 本則第 14 項第 3 号(開催申請書の様式及び添付書類)

(1) 様 式

開 催 申 請 書		
公益財団法人日本スポーツ協会会長 殿 文 部 科 学 大 臣 殿		
令和〇〇年の第〇〇回国民体育大会[本大会または冬季大会](スポーツ基本法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 56 号)の施行後の国民スポーツ大会)を〇〇県において開催いたしたく、ここに申請します。		
年 月 日	都道府県体育・スポーツ協会会長名	印
	都 道 府 県 知 事 名	印
	都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 名	印

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日本スポーツ協会及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

1) 都道府県議会決議書

なお、都道府県は会場地市町村との間で、競技会開催に係る合意書(又は契約書)を取り交わしておくこと。

2) 実施予定競技及びその種類

3) 実施予定競技の会場地とその施設概要

施設については、縦横の長さ、高さ、面積、照度、観客収容能力等を具体的に記載する。

4) 大会運営費及び施設費の予算書

収入財源を明確にし、支出については、特に新設施設の予算額と経費負担区分を明らかにする。
年次計画のあるものについては、年度ごとの計画と予算書を明らかにする。

5) 予定会場地ごとの宿泊可能数調査書

予定会場地内及び交通機関を利用して約 30 分以内に会場に到着することができる隣接地のホテル、旅館等の名称、その畳数、所有寝具数、1 人 3.3 m²(2 畳)以上を基準とした場合の収容人数と旅館側で希望する宿泊人員数を記載する。

8 本則第 16 項第 5 号(延期開催又は中止した大会に関する成績の取扱い及び参加資格の対応)

(1) 総合成績の取扱い

本則第 16 項(1)において、大会(本大会及び冬季大会)を中止した場合、既に終了した競技会の成績については確定するものとし、本大会を中止した場合の男女総合成績(天皇杯)及び女子総合成績(皇后杯)の順位については、空位とし、確定しないものとする。

(2) 参加資格の対応

1) 当該大会の取扱い

当該大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)については、予選会実施の有無にかかわらず、参加申込は無効とし、参加資格上は「不参加」として取扱うものとする。ただし、既に

実施済みの予選会については、開催実績として記録できるものとする。

2) ふるさと選手制度

当該大会が開催されていた場合、ふるさと選手制度を利用する要件を満たしていた者について、次の通りとする。

- ① 当該大会の次回大会に参加する選手は、当該大会の前回大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除（ふるさと選手制度 1 回の利用について、2 年以上連続で使用した者は、次回大会に 2 大会空けることなく、異なる都道府県から参加することが可能。）を適用可とする。
- ② 当該大会の次々回大会に参加する選手は、特例として当該大会の次回大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除を適用可とする。

9 本則第 20 項第 5 号(各競技会表彰式の要領)

各競技の表彰式は、できるだけ簡素なものとし、概ね次のとおりとする。

- ・成績発表
- ・表彰状授与
- ・大会会長トロフィー授与
- ・競技会会長閉会のあいさつ
- ・会場地代表歓送のことば
- ・国旗降納
- ・大会旗、実施競技団体旗、会場地市町村旗降納

10 本則第 26 項(実施要項に記載する内容)

(1) 大会実施要項

1) 総則

- | | | | |
|----------|----------|------------|--------|
| ① 開催の趣旨 | ② 実施競技 | ③ 会期及び会場 | ④ 競技方法 |
| ⑤ 参加資格 | ⑥ 表彰の方法 | ⑦ 参加申込方法 | |
| ⑧ 宿泊申込方法 | ⑨ 参加上の注意 | ⑩ その他必要な事項 | |

2) 大会日程と会場一覧表

3) 各競技実施要項

4) 天皇杯・皇后杯授与規程

5) 大会会長トロフィー授与規程

6) 日本スポーツ協会加盟競技団体一覧表

7) 開催県体育・スポーツ協会加盟団体一覧表

8) 開催県各会場地市町村実行委員会事務局一覧表

9) その他必要な事項

(2) 各競技別実施要項

1) 期日

2) 会場

3) 種別(種目)及び参加人員

4) 競技上の規程及び方法

5) 予選方法

6) 参加資格等

7) 成績採点方法

- 8) 表彰の方法
- 9) 参加申込方法
- 10) 参加上の注意
- 11) その他

11 本則第 30 項第 2 号(プログラムに記載する内容)

- (1) 総合プログラムには、下記のものを掲載しなければならない。
 - 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
 - 2) 大会役員
 - 3) 天皇杯・皇后杯授与規程
 - 4) 参加人員一覧表
 - 5) 各競技会別会場及び大会日程一覧表
 - 6) 各競技の日程及び組合せ
 - 7) その他必要な事項
- (2) 競技別プログラムには、下記のものを掲載しなければならない。
 - 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
 - 2) 全国を統轄する競技団体会長あいさつ及び会場地市町村代表の歓迎のことば
 - 3) 大会役員
 - 4) 競技会役員
 - 5) 競技役員、係員及び補助員
 - 6) 天皇杯・皇后杯授与規程
 - 7) 大会会長トロフィー授与規程
 - 8) 表彰式次第
 - 9) 会場図
 - 10) 競技日程
 - 11) 競技の見方
 - 12) 組合せ
 - 13) 都道府県別参加人員
 - 14) その他必要な事項

(注) 6)、7)は、正式競技のみ記載する。

12 本則第 42 項第 1 号(国民体育大会参加者傷害補償制度の運営)

- (1) 大会参加の都道府県体協等は、大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金を日本スポーツ協会に納入する。
- (2) 制度負担金の額は日本スポーツ協会が定める。
- (3) 制度負担金の充当先については、日本スポーツ協会が定める。
- (4) 都道府県代表選考過程における傷害等については、当該参加者本人及び予選会等代表選考の主催者の責任において別途傷害保険等に参加するなどの対応をとること。

〈 附 則 〉

- (1) 本細則は、昭和 58 年 12 月 7 日改定し、施行する。ただし、下記については、それぞれ昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。
 - 3-(1) ①オ(ア)
 - 3-(1) ②ウ“大学を除く”

5-(1) ①②

(2) 本細則の下記については、昭和 62 年 12 月 10 日改定し、昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。

4、7-(1)(2)及び附則(1)

(3) 本細則第 4 項水泳競技飛込種別の選手数については、平成元年 12 月 6 日改定し、施行する。

(4) 本細則附則(1)については、平成 2 年 5 月 16 日改定し、施行する。

(5) 本細則の下記については、平成 3 年 12 月 2 日改定し、施行する。

4 の成年 2 部の廃止と、これに伴う実施種別と実施時期の明記

(6) 本細則の下記については、平成 4 年 1 月 31 日改定し、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

4(軟式庭球をソフトテニスに変更)

(7) 本細則の下記については、平成 5 年 6 月 8 日改定し、施行する。

6-(2)-⑤(予定会場地ごとの宿泊可能数調査書)

(8) 本細則の下記については、平成 5 年 6 月 29 日新設し、施行する。

11-(1) (国民スポーツ振興事業)

(9) 本細則附則(1)については、平成 7 年 6 月 21 日改定し、施行する。

(10) 本細則の下記については、平成 8 年 1 月 9 日改定し、以下により施行する。

第 2 項(施設基準)は、細則(注)2に記載の日より施行する。

第 3 項(1)②のエ()書きは、平成 8 年 1 月 9 日より施行する。

第 4 項(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)は、細則補足説明記載の日より施行する。

(11) 本細則の下記については、平成 8 年 4 月 26 日改定し、以下により施行する。

第4項のライフル射撃競技種別の種目については、第 55 回大会より施行する。

同項空手道競技種別の監督、選手数及び種目については、第 52 回大会より施行する。

(12) 本細則の下記については、平成 8 年 6 月 11 日新設し、第 54 回大会より施行する。

第 2 項及び第 4 項のゴルフ競技に関わる項目の新設。

(13) 本細則附則(1)については、平成 9 年 1 月 14 日に改定し、第 52 回夏季大会より施行する。

(14) 細則の下記については、平成 10 年 6 月 17 日改定し、以下により施行する。

第 2 項の秋季大会式典会場に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。

第 2 項及び第 4 項の漕艇、軟式野球及びカヌーの各競技に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。

第 3 項(1)①オの成年 2 部に関わる項目については、第 54 回大会より施行する。

(15) 本細則の下記については、平成 10 年 12 月 9 日改定し、第 54 回大会より施行する。

第4項のバレーボール及び体操競技の参加人員、並びにヨット競技の種目。

(16) 本細則第 2 項のヨット競技施設基準については、平成 11 年 6 月 16 日改定し、施行する。

(17) 本細則第 4 項のサッカー競技参加人員については、平成 11 年 9 月 7 日改定し、第 57 回大会より施行する。

(18) 本細則の下記については、平成 11 年 12 月 15 日改定し、以下により施行する。

第 4 項のライフル射撃及びボートの各競技種目については、第 55 回及び第 56 回大会より、それぞれ施行する。

(19) 本細則第 4 項のヨット競技種目については、平成 12 年 3 月 8 日改定し、第 56 回大会より施行する。

(20) 本細則第 4 項の体操競技参加人員については、平成 12 年 6 月 21 日改定し、第 56 回大会より施行する。

(21) 本細則第 4 項のゴルフ及びテニスの各競技参加人員については、平成 12 年 8 月 23 日改定し、第 56 回大会より施行する。

(22) 本細則の下記については、平成 12 年 12 月 13 日改定し、以下により施行する。

第 2 項及び第 4 項のヨット競技名称については、平成 12 年 12 月 13 日より施行する。

第 4 項の弓道及びライフルの各競技参加人員については、第 56 回大会より施行する。

- (23) 平成 13 年 1 月 6 日の省庁再編に伴う文部科学省等の表記の変更については、同日改定し、施行する。
- (24) 本細則の下記については、平成 13 年 3 月 14 日改定し、以下により施行する。
- 第 2 項の前文及び第 4 項のボウリング競技参加人員については、平成 13 年 3 月 14 日より施行する。
- 第 2 項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第 5 項の競技得点の施行時期については、平成 13 年 6 月開催の国体委員会にて決定する。
- 第 8 項(開催地都道府県実行委員会が日体協と協議し、承認を受けなければならない事項)については、本則第 23 項への振替えにより削除し、以下項を繰り上げるものとする。
- (25) 本細則第 2 項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第 5 項の競技得点については、第 61 回及び第 58 回大会より、それぞれ施行する。(平成 13 年 6 月 22 日開催の国体委員会にて決定)
- (26) 本細則の下記については、平成 14 年 3 月 14 日改定し、以下により施行する。
- 第 2 項のアイスホッケー競技施設基準については、第 59 回大会より施行する。
- 第 6 項(2)①の開催申請書添付書類については、冬季大会は第 60 回大会、夏・秋季大会は第 62 回大会の開催申請書提出時より施行する。
- (27) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 14 年 7 月 2 日改定し、第 58 回大会より施行する。
- (28) 本細則第 4 項の競技参加人員(注)4 については、平成 14 年 8 月 20 日新設し、第 58 回大会より施行する。
- (29) 本細則第 3 項(1)①ウの参加資格については、平成 14 年 12 月 24 日改定し、第 58 回以降の大会に参加した監督及び選手について適用する。
- (30) 本細則第 2 項のアーチェリー競技施設基準については、平成 15 年 3 月 4 日改定し、第 60 回大会より施行する。
- (31) 本細則第 5 項(1)①競技得点については、平成 15 年 3 月 4 日改定し、施行する。
- (32) 本細則第 3 項(1)①オ(オ)及び第 5 項(3)のドーピング・コントロール関連事項については、平成 15 年 4 月 25 日新設し、施行する。
- (33) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 15 年 8 月 19 日改定し、第 59 回大会より施行する。
- (34) 本細則第 3 項(1)①オ(イ)については、平成 15 年 12 月 19 日新設し、第 59 回大会より施行する。
- (35) 本細則第 3 項(1)①ウの所属都道府県の特例措置については、平成 16 年 4 月 13 日に改定し、第 60 回大会より施行する。
- (36) 本細則第 3 項(1)①の参加資格及び②の選手の年齢基準及び所属都道府県については、平成 16 年 4 月 13 日に改定し、第 60 回大会より施行する。
- (37) 本細則第 3 項(1)①(ii)、(iii)の「日本国籍を有しない者」の参加資格については平成 16 年 6 月 18 日に改定し、第 60 回大会より施行する。
- (38) 本細則については、平成 17 年 6 月 16 日に改定し、第 61 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、次の項目については第 60 回夏季大会より適用する。
- ・「第 5 項(3) アンチ・ドーピング規則違反に関わる得点等の取り扱い」
 - ・「第 10 項 国民体育大会参加者傷害補償制度の運営」
- (39) 本細則第 4 項のセーリング競技参加人員については、少年種別における使用艇種が FJ 級からセーリングスピリッツ級に変更となることに伴い、平成 17 年 12 月 22 日改定し、第 62 回大会より施行する。
- (40) 本細則第 4 項(各競技の参加人員)については、平成 15 年 3 月 25 日策定の「国体改革 2003」における大会規模の適正化(参加総数の削減)に伴い改定する。なお、各競技の実施時期については以下のとおり。
- ・ スケート競技については、第 60 回大会より施行する。
 - ・ サッカー競技、テニス競技、卓球競技、バドミントン競技、ライフル射撃競技、ゴルフ競技については、第 61 回大会より施行する。
 - ・ その他の競技については、第 63 回大会より施行する。
 - ・ 体操競技少年男子種別新体操種目については、第 64 回大会より休止する。

- ・ バレーボール競技成年男女種別 9 人制については、第 66 回大会より廃止する。
- (41) 本細則第 2 項(施設基準)については、(40)の大会規模の適正化等に伴い、以下の競技において第 63 回大会より改定し施行する。
- ・ スキー競技、ホッケー競技、ボクシング競技、バスケットボール競技、セーリング競技、ウエイトリフティング競技、ハンドボール競技、馬術競技、フェンシング競技、柔道競技、カヌー競技、ボウリング競技
- (42) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、縦走種目を廃止し新たにクライミング種目を導入することに伴い、平成 17 年 8 月 11 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (43) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、国際競技規則において、種目の名称が変更となる(クライミング種目→リード種目)ことから、平成 18 年 12 月 20 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (44) 本細則第 4 項の空手道競技参加人員(内訳)については、少年男子種別に「形」種目を導入するなど、参加人員内訳等に変更が生じることに伴い、平成 18 年 12 月 20 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (45) 本細則第 2 項のボウリング競技施設基準については、競技会場のレーン数に応じ競技日数を設定できるよう、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (46) 本細則第 3 項第 1 号-1)-⑤-(iv)「単一大学又は実質的に単一大学の学生によって構成される団体競技のチームの参加に関する項」については、国体改革 2003 における参加制限撤廃等の観点から、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より削除する。
- (47) 本細則第 4 項の弓道競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (48) 本細則第 3 項第 1 号-1)-⑤-(v)及び第 5 項第 3 号については、(財)日本アンチ・ドーピング機構が定める日本ドーピング防止規程の発効に伴い、平成 19 年 7 月 1 日改定し、施行する。
- (49) 本細則第 4 項のボート競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (50) 本細則第 4 項のホッケー競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (51) 本細則第 4 項の馬術競技参加人員(内訳)については、各ブロック間の人員配分の均等化を考慮し、平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (52) 本細則第 4 項の水泳競技参加人員(内訳)については、各種目の普及・強化状況等を考慮し、平成 19 年 12 月 19 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (53) 本細則第 4 項のカヌー競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成 20 年 3 月 19 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (54) 本細則第 5 項第 3 号の「ドーピング防止規則に対する違反に関わる得点等の取り扱い」については、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則(平成 15 年 6 月 20 日制定、平成 17 年 6 月 1 日及び平成 19 年 8 月 29 日改定)」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定(平成 19 年 3 月 7 日制定)」を統合・整理した「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」を制定し(平成 20 年 4 月 25 日)、施行する。
- (55) 本細則第 3 項第 1 号-1)-③-(ii)-iii)の「一家転住等に係る者」における「一家転住等に伴う特例措置」については、転居先及び転居元都道府県における都道府県代表選考状況により、参加することができる都道府県を明確にするため、平成 20 年 4 月 25 日改定し、施行する。
- (56) 本細則第 4 項別表〔国民体育大会実施競技及び参加人員〕補足 4・陸上競技会ハーフマラソン種目の項目については、同種目実施に係る開催地の経費負担等を考慮し、平成 20 年 12 月 17 日改定、削除する。
- (57) 本細則第 10 項第 4 号については、当該制度の対象がブロック大会及び本大会となったことから新たに明記し、平成 20 年 12 月 17 日改定、第 64 回国民体育大会(平成 21 年 4 月 20 日)より施行する。
- (58) 本細則第 2 項のカヌー競技施設基準及び第 4 項のカヌー競技参加人員(内訳)について、国際連盟規定の改定により、同競技各種目名称を変更することから、平成 20 年 3 月 18 日改定、第 64 回国民体育大会(平

- 成 21 年 4 月 1 日)より施行する。
- (59) 本細則第 2 項の陸上競技施設基準については、(財)日本陸上競技連盟規程の改定により、平成 21 年 6 月 19 日改定し、施行する。
- (60) 本細則第 3 項第 1 号-1)については、平成 21 年 8 月 26 日改定し、第 65 回以降の大会に参加した選手及び監督について適用する。
- (61) 本細則第 3 項第 1 号-1)-③及び同 2)については、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を設けることに伴い、平成 21 年 12 月 16 日改定、第 65 回大会より施行する。
- (62) 本細則第 4 項の水泳競技(競泳・飛込)及びセーリング競技参加人員(内訳)については、参加人員制限のための予備エントリー制度を導入することに伴い、平成 21 年 12 月 16 日改定、第 65 回大会より施行する。
- (63) 本細則の下記については、平成 21 年 12 月 16 日新設し、第 70 回大会より施行する。
- 第 2 項及び第 4 項のトライアスロン競技に関わる項目の新設。
- (64) 本細則第 1 項及び施設基準における「総合開・閉会式」の表記については、第 65 回大会より冬季大会を含め回数を同じくする同一年の大会の開・閉会式を一本化して実施することに伴い、平成 22 年 3 月 17 日改定し、適用する。
- (65) 本細則第 4 項(各季大会の実施競技)については、平成 22 年 3 月 17 日改定(「国民体育大会における実施競技について(平成 20 年 8 月 27 日制定)」)し、第 70 回大会より施行する。
- (66) 本細則第 1 項第 1 号-1)-①-(ii)及び同(iii)については、平成 22 年 6 月 18 日改定し、第 66 回大会より適用する。
- (67) 本細則第 4 項の体操競技及びバレーボール競技参加人員(内訳)については、平成 22 年 12 月 16 日改定し、第 66 回大会より施行する。
- (68) 本細則第 2 項のサッカー競技施設基準については、平成 23 年 3 月 25 日改定し、第 66 回大会より施行する。
- (69) 本細則第 4 項のラグビーフットボール競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 3 月 25 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (70) 本細則は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から施行する。
- (71) 本細則第 3 項第 1 号-1)の①-(iii)-ii)及び②、⑦-(i)、本細則第 3 項第 1 号-2)-[注]、本細則第 3 項第 2 号-1)、本細則第 10 項については、平成 23 年 8 月 25 日改定し、施行する。本細則第 3 項第 1 号-1)の⑧については、平成 23 年 8 月 25 日新設し、第 68 回大会より施行する。
- (72) 本細則第 2 項のウエイトリフティング競技施設基準については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (73) 本細則第 4 項のウエイトリフティング競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (74) 本細則第 4 項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成 23 年 12 月 15 日改定し、第 67 回大会より施行する。
- (75) 本細則第 4 項のゴルフ競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 5 月 17 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (76) 本細則第 3 項第 1 号の 1)-①-(ii)-ii)及び(iii)、2)-[注]については、平成 24 年 6 月 21 日改定し、施行する。
- (77) 本細則第 4 項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 6 月 21 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (78) 本細則第 3 項第 1 号の 1)-①及び⑦-(i)、2)、2)-②、2)-[注]については、平成 24 年 12 月 20 日改定し、施行する。
- (79) 本細則第 4 項のテニス競技参加人員(内訳)については、平成 24 年 12 月 20 日改定し、第 68 回大会より施行する。
- (80) 本細則第 4 項の体操競技参加人員(内訳)については、平成 25 年 3 月 7 日改定し、第 69 回大会より施

- 行する。
- (81) 本細則第4項のセーリング競技の実施種目については、平成25年3月7日改定し、第70回大会より施行する。
 - (82) 本細則第2項の自転車競技施設基準については、平成25年6月21日改定し、第69回大会より施行する。
 - (83) 本細則第4項のバスケットボール競技参加人員(内訳)については、平成25年6月21日改定し、第74回大会より施行する。
 - (84) 本細則第2項の柔道競技施設基準については、平成25年12月12日改定し、第69回大会より施行する。
 - (85) 本細則第4項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成25年12月12日改定し、第70回大会より施行する。
 - (86) 本細則第2項のトライアスロン競技施設基準については、平成26年3月13日改定し、第71回大会より施行する。
 - (87) 本細則第4項のホッケー競技参加人員(内訳)については、平成26年3月13日改定し、第69回大会及び第70回大会より施行する。
 - (88) 本細則第4項の第74回大会から第77回大会における実施対象競技については、平成26年3月13日改定し、第74回大会より施行する。
 - (89) 本細則第2項のスキー競技施設基準については、平成26年12月11日改定し、第70回大会より施行する。
 - (90) 本細則第4項の弓道競技参加人員(内訳)については、平成26年12月11日改定し、第70回大会より施行する。
 - (91) 本細則第3項(1)1)③及び④については、平成27年3月12日に改定し、第70回本大会より施行する。
 - (92) 本細則第5項第3号については、日本アンチ・ドーピング規程(2015年1月1日版)の発効に伴い、平成27年3月12日改定し、施行する。
 - (93) 本細則第4項の柔道競技参加人員(内訳)については、平成27年6月11日改定し、第72回大会より施行する。
 - (94) 本細則第4項のアーチェリー競技参加人員(内訳)については、平成27年12月10日改定し、第71回大会より施行する。
 - (95) 本細則第6項の開催要望書の様式及び添付書類については、平成27年12月10日に新設し、施行する。
 - (96) 本細則第4項の第78回大会から第81回大会における実施対象競技については、平成29年3月8日改定し、第78回大会より施行する。
 - (97) 本細則第2項の山岳競技施設基準については、平成29年4月3日改定し、施行する。
 - (98) 本細則第4項の山岳競技名称については、平成29年4月3日改定し、第74回大会より施行する。
 - (99) 本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会の名称変更に伴い、平成30年4月1日改定し、施行する。
 - (100) 本細則は、平成35年1月1日からの国民スポーツ大会への名称変更に伴い、平成30年8月30日改定し、施行する。
 - (101) 本細則第2項のレスリング競技施設基準については、平成30年8月30日改定し、第74回大会より施行する。
 - (102) 本細則は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度の改定に伴い、平成31年4月1日改定し、施行する。
 - (103) 本細則第9項(1)については、令和元年6月13日改定し、施行する。
 - (104) 本細則第7項については、令和2年12月10日に制定し、施行する(第8項以降の項番号を繰り下げ)。
 - (105) 本細則第8項を第7項に繰り上げ、以降の項番号を繰り下げるものとし、第8項については、令和3年6月

10 日に改定し、施行する。

(106) 本細則第 8 項(2)1)については、令和 3 年 12 月 9 日に改定し、施行する。

(107) 本細則第 3 項(1)1)については、令和 4 年 6 月 7 日に改定し、施行する。ただし、第 3 項(1)1)⑦については、令和 5 年 4 月 1 日以降に開催する大会から施行するものとし、令和 5 年 3 月 31 日以前に開催の大会については努力義務とする。

国民体育大会における実施競技について

国民体育大会（以下「国体」という。）の実施競技は以下に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直すこととする。

I. 実施競技の区分

国体の実施競技の区分は以下のとおりとする。

1. 正式競技

以下の「今後の国民体育大会の目的、性格について」に合致するとともに、わが国の各年齢層にわたって顕著な普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技を「正式競技」として実施する。

<今後の国民体育大会の目的、性格について>

■「新しい国民体育大会を求めて ～国体改革2003～」(概要版)

21世紀の新しい国体を、より競技性の高い国内トップレベルの大会として構築し、ジュニアからトップアスリートを含む幅広い競技者層を対象に競技者の発掘・育成の場として、充実・活性化の促進

■「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」

国民体育大会は、わが国スポーツ界の中核をなす競技者が一同に会し、都道府県対抗のもとに毎年開催される国内最大・最高の総合スポーツ大会とする。各競技会は国内を代表するトップクラス層の競技者により高い水準で競われ、国際的に通用する競技力向上の一翼を担うとともに、国民各層のスポーツへの関心を高めることを目的とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）加盟競技団体の競技を対象とする。
- (2) 国体の志向性（競技志向）、性格（都道府県対抗）の下、天皇杯・皇后杯得点積算対象競技として実施する。
- (3) 対象競技は、後記Ⅱ-1-(1)、Ⅱ-2-(1)及びⅡ-3-(1)に記載の「選定基準」（16頁、18頁、20頁）に基づき審査を行い、選定する。
- (4) 「正式競技」の区分は次のとおりとし、1大会あたり40競技を実施するものとする。
 - ・ 「毎年実施競技」：毎年実施する競技
 - ・ 「隔年実施競技」：隔年で実施する競技
 - ・ 「開催地選択競技」：隔年で実施する競技のうち、当該年に隔年実施の対象となっていない競技の中から開催都道府県が選択する競技

2. 公開競技

競技の普及及び国民へのスポーツ推進の観点（地方スポーツの推進、国民の健康増進・体力の向上等）から、別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」（23頁）により実施することができる。

- (1) 日本スポーツ協会加盟競技団体の競技のうち「正式競技」以外の競技で、実施競技選定時において「国民体育大会公開競技実施基準」（23頁）に定める要件を満たす競技を対象とする。
- (2) 実施対象競技団体が開催都道府県と協議の上、全国への競技の普及等を目的として実施することができる。
- (3) 天皇杯・皇后杯得点積算対象競技としない。
- (4) 開催及び参加に係る経費は、当該競技団体及び参加者の自己負担とする。

3. デモンストラレーションスポーツ

開催都道府県体育（スポーツ）協会へ加盟または認定されている開催都道府県競技団体等が、当該都道府県内での普及等を目的として、別に定める「国民体育大会デモンストラレーションスポーツ実施基準」（24頁）により実施することができる。

4. その他

高等学校野球競技については、その取り扱いについて別途協議し、決定する。

Ⅱ. 各大会の実施競技

1. 第70回大会（平成27 [2015] 年）～第73回大会（平成30 [2018] 年）【第1期実施競技選定】

(1) 選定基準

1) 正式競技の基礎的条件

国体における「正式競技」については、次の①～③の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

① 日体協加盟競技団体の競技であること。

日体協に加盟している競技団体の競技であること。（準加盟は「正式競技」として実施しない）

② 47都道府県に中央競技団体支部組織があり、47都道府県体育協会に加盟していること。

中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。

ア. 全国47都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。

イ. 全国47都道府県支部組織が当該都道府県の体育協会へすべて加盟していること。

③ 国内外における競技の位置づけ。

国体における「正式競技」は、次のア、イ、ウのいずれかに該当する競技であること。

ア. オリンピック競技大会の実施競技・種目であること。

国民体育大会の競技選定時において、オリンピック競技大会で実施する競技であること。

イ. わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技（武道）であること。

ウ. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技であること。

本項目に該当する競技については、国際的な普及として、次の条件のうち4つ以上を満たしていること。

a) 当該競技の国際的な組織（IF）が結成されていること。

b) 当該競技の国際的な組織（IF）へ加盟している国・地域の統括組織（NF）数が50以上であること。

c) 当該競技の国際的な組織（IF）が、半世紀（50年）以上の歴史を有していること。

d) スポーツアコード〔旧GAISF（国際競技団体連合）〕に加盟している団体の競技であること。

e) アジア競技大会で実施されている競技であること。

2) 評価方法及び配点

「中央競技団体への基礎調査（書面調査）」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育（スポーツ）協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の配点により評価を行い、各競技の実施競技区分〔「正式競技」（毎年実施競技、隔年実施競技、開催地選択競技）、「公開競技」、「デモンストレーションスポーツ」〕を決定する。

① ※国内外における競技の位置付け

競技の位置付け	配点
ア. オリンピック競技大会で実施、もしくは実施が決定されている競技。	300点
イ. わが国古来の伝統的な競技（武道）。	100点
ウ. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技。	100点

※ 上記については、重複して配点を行わない。

② 競技の普及状況及び組織体制・環境の整備状況

項目	書面調査	ヒアリング	小計
項目1 各都道府県において、本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数が、特にジュニア層を中心に各年齢層にわたって充実していること。	300点	—	300点
項目2 各都道府県において、効率的な大会運営に必要な競技役員、並びに厳正な競技運営を行う審判員の確保が十分できること。	200点	—	200点

項目		書面調査	ヒアリング	小計
項目 3	国民体育大会開催基準要項に定める全国 9 ブロックの単位または近隣地域で、予選会（都道府県予選及びブロック予選）が行える施設が整っていること。	100 点	—	100 点
項目 4	特にジュニア層の競技者を中心として、国民体育大会を通じてトップアスリートまで育成・強化する体制を整備していること。	100 点	200 点	300 点
項目 5	当該競技団体が、日体協と連携して国民体育大会の充実・発展について協力姿勢が認められること。	50 点	100 点	150 点
項目 6	当該競技団体が、日体協と連携して国民体育大会の安定的な運営について協力姿勢が認められること。	50 点	100 点	150 点
項目 7	ドーピング防止活動を積極的に行っていること。	50 点	100 点	150 点
項目 8	監督に関して、日体協公認スポーツ指導者資格保有の義務付けを行っていること。	50 点	100 点	150 点
小 計		900 点	600 点	1,500 点

(2) 評価結果（実施競技の区分）

1) 正式競技 ： 計 41 競技

(A) 毎年実施競技 ： 計 37 競技

[本大会] 計 34 競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレ射撃、ボウリング、ゴルフ

[冬季大会] 計 3 競技

スキー、スケート、アイスホッケー

(B) 隔年実施競技 ： 計 4 競技

[本大会] 計 4 競技

軟式野球、銃剣道、なぎなた、トライアスロン

[冬季大会] 該当競技なし

(C) 開催地選択競技

上記 (B) の競技のうち、当該年に隔年実施の対象外となった 2 競技の中から開催都道府県が 1 競技を選択して実施する。

2) 公開競技 ： 計 4 競技

[本大会] 計 4 競技

綱引、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

[冬季大会] 該当競技なし

3) デモンストレーションスポーツ

上記「1) 正式競技」及び「2) 公開競技」に該当しない競技団体の競技。

なお、日体協加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」（24 頁）に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4) 特別競技 ： 計 1 競技

[本大会] 計 1 競技

高等学校野球

[冬季大会] 該当競技なし

2. 第 74 回大会（平成 31 令和元 [2019] 年）～第 77 回大会（平成 34 令和 4 [2022] 年）【第 2 期実施競技選定】

(1) 選定基準

1) 正式競技の基礎的条件

国体における「正式競技」については、次の①～③の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

① 日体協加盟競技団体の競技であること。

日体協に加盟している競技団体の競技であること。（準加盟は「正式競技」として実施しない）

② 47 都道府県に中央競技団体支部組織があり、47 都道府県体育協会に加盟していること。

中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。

ア. 全国 47 都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。

イ. 全国 47 都道府県支部組織が当該都道府県の体育協会へすべて加盟していること。

③ 国内外における競技の位置づけ。

国体における「正式競技」は、次のア、イのいずれかに該当する競技であること。

ア. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技であること。

ただし、次の (A)、(B) のいずれかに該当する競技であること。

(A) 国民体育大会の競技選定時において、オリンピック競技大会での実施が決定している競技であること。

(B) 国際的に普及し、次の条件のうち 4 つ以上を満たしている競技であること。

a) 当該競技の国際的な組織 (IF) が結成されていること。

b) 当該競技の国際的な組織 (IF) へ加盟している国・地域の統括組織 (NF) 数が 50 以上であること。

c) 当該競技の国際的な組織 (IF) が、半世紀 (50 年) 以上の歴史を有していること。

d) スポーツアコード [旧 GAISF (国際競技団体連合)] に加盟している団体の競技であること。

e) 国民体育大会の競技選定時において、アジア競技大会での実施が決定している競技であること。

イ. わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技（武道）であること。なお、本項に該当する日体協加盟団体の競技は、以下のとおり。

【該当競技*】 相撲、弓道、剣道、銃剣道、なぎなた

※ 柔道は項目ア（A）の該当競技として扱い、項目イと重複して評価は行わない。

空手道は項目ア（B）の該当競技として扱い、項目イと重複して評価は行わない。

2) 評価方法及び配点

「中央競技団体への基礎調査（書面調査）」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育（スポーツ）協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の配点により評価を行い、各競技の実施競技区分【「正式競技」（毎年実施競技、隔年実施競技）、「公開競技」、「デモンストラーションスポーツ」】を決定する。

① ※基礎的な配点

競技の位置付け		配点
ア. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技 (次の (A)、(B) のいずれかに該当する競技)		
(A) オリンピック競技大会での実施が決定している競技		300 点
(B) 国際的に普及し、次の条件のうち 4 つ以上を満たしている競技 a) 当該競技の国際的な組織 (IF) が結成されていること。 b) IF へ加盟している国・地域の統括組織 (NF) 数が 50 以上であること。 c) IF が半世紀 (50 年) 以上の歴史を有していること。 d) スポーツアコード (旧 GAISF) に加盟している団体の競技であること。 e) アジア競技大会での実施が決定している競技であること。		200 点
イ. わが国古来の伝統的な競技 (武道)		100 点
ウ. 上記ア及びイのいずれにも該当しない競技		100 点

※ 上記については、重複して配点を行わない。

② 競技の普及状況及び組織体制・環境の整備状況に関する配点

項目		書面調査	ヒアリング	小計
項目 1	各都道府県において、本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数が、特にジュニア層を中心に各年齢層にわたって充実していること。	300 点	—	300 点
項目 2	各都道府県において、効率的な大会運営に必要な競技役員、並びに厳正な競技運営を行う審判員の確保が十分できること。	200 点	—	200 点
項目 3	国民体育大会開催基準要項に定める全国 9 ブロックの単位または近隣地域で、予選会 (都道府県予選及びブロック予選) が行える施設が整っていること。但し、自然環境等の地理的条件に影響を受ける冬季競技は、別途考慮する。	100 点	—	100 点
項目 4	特にジュニア層の競技者を中心として、国体を通じてトップアスリートまで育成・強化する体制を整備していること。	150 点	150 点	300 点
項目 5	当該競技団体が、日体協と連携して国体の充実・発展及び安定的な運営を図ることについて協力姿勢が認められること。	100 点	100 点	200 点
項目 6	日体協が実施する協賛制度に協力が可能であること。	50 点	50 点	100 点
項目 7	ドーピング防止活動を積極的に行っていること。	75 点	75 点	150 点
項目 8	競技者の健康・安全管理に係る医学サポートを積極的に行っていること。	75 点	75 点	150 点
項目 9	監督に関して、日体協公認スポーツ指導者資格保有の義務付けを行っていること。	75 点	75 点	150 点
項目 10	当該競技団体が、全国的な統括団体として対外的にも説明責任を果たすことのできる、公正公平かつ安定的な組織運営がなされていること。	75 点	75 点	150 点
小 計		1,200 点	600 点	1,800 点

(2) 評価結果 (実施競技の区分)

1) 正式競技 : 計 41 競技

(A) 毎年実施競技 : 計 39 競技

[本大会] 計 36 競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会] 計 3 競技

スキー、スケート、アイスホッケー

(B) 隔年実施競技 : 計2競技

[本大会] 計2競技

銃剣道、クレ射撃

[冬季大会] 該当競技なし

※「正式競技」の実施区分のうち「開催地選択競技」については、休止とする。

2) 公開競技 : 計5競技

[本大会] 計5競技

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

[冬季大会] 該当競技なし

3) デモンストレーションスポーツ

上記「1) 正式競技」及び「2) 公開競技」に該当しない競技団体の競技。

なお、日体協加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」（24 頁）に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4) 特別競技 : 計1競技

[本大会] 計1競技

高等学校野球

[冬季大会] 該当競技なし

3. 第78回大会（平成35-令和6〔2024〕年）～第81回大会（平成38-令和9〔2027〕年）【第3期実施競技選定】

(1) 選定基準

1) 正式競技の基礎的条件

国体における「正式競技」については、実施競技選定時において、次の①～③の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

① 日体協加盟競技団体の競技であること。

日体協に加盟している競技団体の競技であること（準加盟は「正式競技」として実施しない）。

② 47都道府県に中央競技団体支部組織があり、47都道府県体育協会に加盟していること。

中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。

ア. 全国47都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。

イ. 全国47都道府県支部組織が当該都道府県の体育（スポーツ）協会へすべて加盟していること。

③ 国内外における競技の位置づけとして、次のア、イのいずれかに該当する競技であること。

ア. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技であること。

ただし、次の(A)、(B)のいずれかに該当する競技であること。

(A) 国民体育大会の競技選定時において、オリンピック競技大会での実施が決定している競技であること。

(B) 国際的に普及し、次の条件のうち4つ以上を満たしている競技であること。

a) 当該競技の国際的な組織（IF）が結成されていること。

b) 当該競技の国際的な組織（IF）へ加盟している国・地域の統括組織（NF）数が50以上であること。

c) 当該競技の国際的な組織（IF）が、半世紀（50年）以上の歴史を有していること。

d) スポーツアコード〔旧GAISF（国際競技団体連合）〕に加盟している団体の競技であること。

e) 国民体育大会の競技選定時において、アジア競技大会での実施が決定している競技であること。

イ. わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技（武道）であること。

2) 評価方法及び配点

「中央競技団体への書面調査」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育（スポーツ）協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の項目により評価を行い、各競技の実施競技区分【「正式競技」（毎年実施競技、隔年実施競技）、「公開競技」、「デモンストレーションスポーツ」、「特別競技」】を決定する。

② 評価項目

項目No.	大項目	中項目	配点
項目1	競技会の活性化	(1) 競技普及に向けた取り組み	130点
		(2) 国体へのトップアスリートの参加促進に向けた取り組み	
		(3) 競技会の広報活動	
		(4) 日体協の国体協賛制度や国体PR活動等への協力体制	
項目2	ジュニア世代(18歳以下)の充実	(1) ジュニア世代競技者を含めた(位置付けた)強化・育成・普及プランの策定状況	200点
		(2) ジュニア世代登録競技者数	
		(3) ジュニア世代競技者の増加に向けた具体的な取り組み	
		(4) タレント発掘に向けた取り組み	
項目3	女子スポーツの推進	(1) 女子競技者を含めた(位置付けた)強化・育成・普及プランの策定状況	200点
		(2) 女子競技者の増加に向けた具体的な取り組み	
		(3) 女性の競技者数・指導者数・審判員数	
		(4) 国体実施種目(参加人員)の男女比率	
項目4	スポーツ医・科学サポートの充実	(1) スポーツ医・科学を所管する委員会等の活動状況	120点
		(2) 競技者の健康・安全管理に係る規程・指針等の整備	
		(3) 日本アンチ・ドーピング機構への加盟	
		(4) アンチ・ドーピング活動の実施状況	
項目5	競技会の開催・運営能力	(1) 各都道府県における競技者数・指導者数・審判員数	150点
		(2) 各都道府県における競技役員(審判員以外)の確保状況	
		(3) 指導者、審判員等の養成計画および実施状況	
		(4) 各都道府県競技団体の組織体制強化に向けた連携・協力	
		(5) 各都道府県における施設整備状況	
項目6	競技団体のガバナンス	(1) 暴力根絶、セクハラ・パワハラ防止、受動喫煙防止等の取り組み	200点
		(2) 財務状況	
		(3) 役員紛争、不正経理、八百長防止等の取り組み	
		(4) 選手選考の適正化に向けた取り組み	
		(5) 外部からの意見等の反映	
		(6) 人材育成	
		(7) スポーツ仲裁を利用した紛争解決を行うことの意味表示	
合計			1,000点

(2) 評価結果（実施競技の区分）

1) 正式競技 : 計 41 競技

(A) 毎年実施競技 : 計 39 競技

[本大会] 計 36 競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、**ボートローイング**、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会] 計 3 競技

スキー、スケート、アイスホッケー

(B) 隔年実施競技 : 計2競技

[本大会] 計2競技

ボクシング、クレール射撃

[冬季大会] 該当競技なし

※「正式競技」の実施区分のうち「開催地選択競技」については、休止とする。

2) 公開競技 : 計7競技

[本大会] 計7競技

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、
バウンドテニス、エアロビック

[冬季大会] 該当競技なし

3) デモンストレーションスポーツ

上記「1. 正式競技」および「2. 公開競技」に該当しない競技団体の競技。

なお、日本スポーツ協会加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4) 特別競技 : 計1競技

[本大会] 計1競技

高等学校野球

[冬季大会] 該当競技なし

4. 第82回大会（令和10〔2028〕年）～第85回大会（令和13〔2031〕年）【第4期実施競技選定】

(1) 選定基準

1) 正式競技の基礎的条件

国スポにおける正式競技については、次の①～④の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

なお、①、②、④については、実施競技選定調査開始時（「実施競技選定調査開始時」とは、競技団体への書面調査実施通知日をいう）、③については所定の期日までに満たしていなければならない。

① 日本スポーツ協会（JSP0）の加盟競技団体の競技であること。

JSP0に加盟している競技団体の競技であること（準加盟は「正式競技」として実施しない）。

② 47都道府県に中央競技団体支部組織があり、47都道府県体育・スポーツ協会に加盟していること。

中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。

ア. 全国47都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。

イ. 全国47都道府県支部組織が当該都道府県の体育・スポーツ協会へすべて加盟していること。

③ 当該競技を統括する中央競技団体が、「スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞」の遵守状況の自己説明及び公表を、スポーツ統括3団体（日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会）が定める方法により実施すること。

④ 国内外における競技の位置付けとして、次のア、イのいずれかに該当する競技であること。

ア. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技であること。

ただし、次の（A）、（B）のいずれかに該当する競技であること。

（A）第32回オリンピック競技大会（東京）及び第24回オリンピック冬季競技大会（北京）での実施が決定している競技であること。^{*1)}

^{*1)} ただし、当該大会での実施が決定している種目を1つ以上、国スポにおいて実施すること。

（B）国際的に普及し、次の条件のうち4つ以上を満たしている競技であること。

a) 当該競技の国際的な組織（IF）が結成され、活動実態があること。

b) 当該競技の国際的な組織（IF）へ加盟している国・地域の統括組織（NF）数が50以上であること。

- c) 当該競技の国際的な組織（IF）が、半世紀（50 年）以上の歴史を有していること。
- d) 当該競技の国際的な組織（IF）が、GAISF（旧スポーツアコード）に加盟している団体の競技であること。
- e) 第 19 回アジア競技大会（杭州）及び第 8 回アジア冬季競技大会（札幌）での実施が決定している競技であること。

イ. わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技（武道）であること。
 なお、本項に該当する JSPO 加盟団体の競技は、以下のとおり。

【該当競技*2】 相撲、柔道、弓道、剣道、空手道、銃剣道、なぎなた

*2) 柔道及び空手道については「項目アー（A）」の該当競技として扱う。

※ 実施競技選定調査開始後、決定までの間に、コンプライアンス違反等にかかる処分により上記(1)(2)の基礎的条件を満たさなくなった場合、本実施競技選定の対象から除外する。

2) 評価方法及び評価項目並びに配点

「中央競技団体への書面調査」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育・スポーツ協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の項目により評価を行う。

項目№	大項目	中項目	配点
項目 1	競技会の活性化 (競技会のインテグリティ確保を含む)	(1) 競技普及に向けた取り組み	380
		(2) 国体及び競技会の価値向上、ブランディングの取り組み	
		(3) 持続可能な競技会運営に向けた取り組み (サステナビリティ)	
		(4) 競技会のインテグリティ (誠実性・健全性・高潔性) 確保に向けた取り組み	
項目 2	ジュニア世代 (18 歳以下) の充実	(1) ジュニア世代競技者を位置付けた強化・育成・普及プランの策定・展開状況	200
		(2) ジュニア世代登録競技者数	
		(3) タレント発掘に向けた取り組み	
項目 3	女性スポーツの推進	(1) 女性競技者を位置付けた強化・育成・普及プランの策定・展開状況	240
		(2) 女性競技者・指導者・審判員の増加に向けた具体的な取り組み	
		(3) 女性の競技者数・指導者数・審判員数	
		(4) 国体実施種目 (参加人員) の男女比率	
項目 4	スポーツ医・科学サポートの充実	(1) スポーツ医・科学を所管する委員会等の活動状況	160
		(2) 競技者の健康・安全管理に係る規程・指針等の整備	
		(3) 競技者・指導者等への健康・安全管理の教育・啓発	
		(4) アンチ・ドーピング活動の実施状況	
項目 5	競技会の開催・運営能力	(1) 各都道府県における競技者数・指導者数・審判員数	260
		(2) 各都道府県における競技役員 (審判員以外) の確保状況	
		(3) JSPO 公認指導者の活用状況	
		(4) 各都道府県競技団体の組織体制強化に向けた連携・協力	
		(5) 各都道府県における施設整備状況	
		(6) 競技用具・器具の調達への協力	
		(7) 競技会における安全管理体制の整備	
			1,240
1,000 満点に得点調整 (×0.806)			↓
			1,000

※小数点第 2 位以下は切り捨てる

(2) 評価結果（実施競技の区分）

1) 正式競技 ： 計 41 競技

(A) 毎年実施競技 ： 計 39 競技

[本大会] 計 36 競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会] 計 3 競技

スキー、スケート、アイスホッケー

(B) 隔年実施競技 ： 計 2 競技

[本大会] 計 2 競技

馬術、なぎなた

[冬季大会] 該当競技なし

※「正式競技」の実施区分のうち「開催地選択競技」については、休止とする。

2) 公開競技 ： 計 9 競技

[本大会] 計 7 競技

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ダンススポーツ

[冬季大会] 該当競技なし

3) デモンストレーションスポーツ

上記「1. 正式競技」および「2. 公開競技」に該当しない競技団体の競技。

なお、日本スポーツ協会加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

4) 特別競技 ： 計 1 競技

[本大会] 計 1 競技

高等学校野球

[冬季大会] 該当競技なし

〔 国民体育大会冬季大会 〕

競 技	種別・種目	参加人員						備 考
		内 訳			小 計		合計	
		監督	選 手	県数	監督	選 手		
スキー	成年男子	3	40 以内	47	1県	75 以内	1,660 以内	1,660名を超えるときは全日本スキー連盟が調整する。
	成年女子							
	少年男子							
	少年女子							
スケート	成年男子	12 以内	30 以内	47	1県	66 以内	858 以内	858名を超えるときは日本スケート連盟が調整する。
	成年女子							
	少年男子							
	少年女子							
アイスホッケー	成年男子	1	16	26	26	416	663	
	少年男子	1	16	13	13	208		
合計(名)		3,181						

〔 国民体育大会 〕

競 技	種別・種目		参加人員						合計	備 考
			内訳			小計				
			監督	選手	県数	監督	選手			
陸上競技	成年男子		2	29 以内 (男子19名以内、 女子19名以内)	47	1,457 以内		1,457 以内	監督、選手の兼任は1名とし、その場合は 参加選手を30名とすることができる。	
	少年男子									
	成年女子									
	少年女子									
水泳	競泳	成年男子	2	42 以内 (男子24名以内、 女子23名以内)	47	1,224 以内		1,584 以内	競泳と飛込の選手数は、予備エントリー人数に 基づき日本水泳連盟が調整する。 成年選手は監督を兼任することができる。	
		成年女子								
		少年男子								
		少年女子								
	飛込	成年男子	1	4	47	108 以内				
		成年女子								
		少年男子								
		少年女子								
	アーティスティックスイミング	少年女子	1	2	20	20	40			
		少年男子	1	11	16	16	176			
水球	少年男子	1	11	12	12	132	144	選手と監督の兼任はできない。		
	女子	1	11	12	12	132	144	成年選手は監督を兼任することができる。		
オープンウォータースイミング	男子	1	1	47	47	47	141	成年選手は監督を兼任することができる。		
	女子	1	1	47	47	47	141	成年選手は監督を兼任することができる。		
サッカー	成年男子		1	15	16	16	240	920	成年男子の監督は選手を兼ねることが できる。	
	少年男子		1	16	24	24	384			
	少年女子		1	15	16	16	240			
テニス	成年男子		2	2	32	94	64	410	監督は参加申込みの際に担当種別を入力しなければ ならない。 選手と監督の兼任はできない。 2会場開催の際、3種別以上参加の都道府県は、監督 を両会場に1名ずつ配置しなければならない。	
	成年女子			2	32		64			
	少年男子			2	47		94			
	少年女子			2	47		94			
	少年女子			2	47		94			
ボート	成年男子	舵手つきフォア	1～6	6	20	142	234	896	各都道府県の監督数は、ブロック大会の 結果により、※印の種目に参加する数と 同数とする(1～6名)。 選手と監督の兼任はできない。	
		ダブルスカル ※		2	47					
		シングルスカル		1	20					
	成年女子	舵手つきクォドルブル ※		6	20		170			
		ダブルスカル		2	15					
		シングルスカル		1	20					
	少年男子	舵手つきクォドルブル ※		6	20		180			
		ダブルスカル ※		2	20					
		シングルスカル		1	20					
	少年女子	舵手つきクォドルブル ※		6	20		170			
		ダブルスカル ※		2	15					
		シングルスカル		1	20					
		シングルスカル		1	20					
	ホッケー	成年男子			1		13			10
成年女子			1	13	10	10	130			
少年男子			1	13	10	10	130			
少年女子			1	13	10	10	130			
ボクシング	成年男子		1	5	24	24	120	311	開催県の少年男子のセカンドは、成年男子の 監督が兼ねる。 上記を除き、監督とセカンド、監督と選手、セカ ンドと選手の兼任はできない。	
	少年男子		1	5	24	24	120			
	成年女子		1	1	16	16	16			32
バレーボール	6人制	成年男子	1	12	16	16	192	1,040	同一種目の選手と監督の兼任はできない。	
		成年女子	1	12	16	16	192			
		少年男子	1	12	24	24	288			
		少年女子	1	12	24	24	288			
	ビーチバレーボール	少年男子	1	2	47	47	94	282	同一種目の選手と監督の兼任はできな い。	
		少年女子	1	2	47	47	94			
体操	競技	成年男子	1	5	13	13	65	654	成年選手は監督を兼任することができる。	
		成年女子	1	5	10	10	50			
		少年男子	1	5	29	29	145			
		少年女子	1	5	29	29	145			
	新体操	少年女子	1	5	28	28	140	54～71	成年選手は監督を兼任することができる。	
		男子(成年少年共通)	1	1	18	18～35	18			
バスケットボール	成年男子		1	11	16	16	176	1,024	成年男女において選手と監督は兼任できる。 選手の人数は最大12名とする。	
	成年女子		1	12	16	16	192			
	少年男子		1	12	24	24	288			
	少年女子		1	12	24	24	288			
	少年女子		1	12	24	24	288			
レスリング	成年男子	フリースタイル	1	6	47	47	282	705	選手と監督の兼任はできない。 成年男子と少年男子との監督は兼任でき ない。	
		グレコローマンスタイル								
	少年男子	フリースタイル	1	7	47	47	329			
		グレコローマンスタイル								
	女子	フリースタイル	(1)	2	47	(47)	94			94

競 技	種別・種目		参加人員					備 考		
			内訳		小計		合計			
			監督	選手	県数	監督		選手		
セーリング	成年男子	470級	1	2	47	703	703	成年種別は選手が監督を兼任することができる。		
		ILCA7級		1						
		国体ウインドサーフィン級		1						
	成年女子	セーリングスピリッツ級		2						
		ILCA6級		1						
		国体ウインドサーフィン級		1						
	少年男子	420級	1	2						
少年女子	ILCA6級	1								
	420級	2								
ウエイトリフティング	成年男子		1	2	47	47	94	351	成年男子選手数はブロック大会の結果による。 選手と監督の兼任はできない。	
	少年男子			0～2			69			
	女子			3			47			141
ハンドボール			(1)	60 (1県4名以下)	(47)	60	60	監督は男子種別と共通。選手と監督の兼任はできない。		
	成年男子		1	12	16	16	192	910	成年選手は、同種別の監督を兼任することができる。	
	成年女子		1	12	19	19	228			
	少年男子		1	12	19	19	228			
少年女子		1	12	16	16	192				
自転車	ロード・レース	成年男子	1	5 (4)	47	47	423	517	選手は1都道府県9名以内。 成年選手は監督を兼任することができる。	
	トラック・レース	少年男子	1	4 (5)		47				
	ロード・レース	女子	(1)	3	47	(47)	141			141
ソフトテニス	成年男子		1	5	16	16	80	648	選手と監督の兼任は原則できない。	
	成年女子		1	5	47	47	235			
	少年男子		1	5	21	21	105			
	少年女子		1	5	24	24	120			
卓球	成年男子		1	3	47	47	141	460	成年男子及び成年女子の監督は、選手を兼ねることができる。	
	成年女子		1	3	20	20	60			
	少年男子		1	3	16	16	48			
	少年女子		1	3	32	32	96			
軟式野球	成年男子		1	15	32	32	480	512	成年選手は監督を兼任することができる。	
相撲	成年男子		1	3	47	47	141	470	選手と監督の兼任はできない。	
	少年男子		1	5	47	47	235			
馬術	成年男子		1	1	84	47	47	84	339	監督及びホースマネージャーは選手を兼ねることができる。
	成年女子				67			67		
	少年				94			94		
フェンシング	成年男子		3		47	141		339	成年男女の選手は監督を兼ねる。	
	成年女子		3		18	54				
	少年男子		1	3	18	18	54			
	少年女子		1	3	18	18	54			
柔道	成年男子		1	5	18	18	90	522	成年選手は監督を兼任することができる。	
	少年男子		1	5	22	22	110			
	女子		1	5	47	47	235			
ソフトボール	成年男子		1	12	13	13	156	715	監督が選手を兼ねるときは、選手登録をしなければならない。	
	成年女子		1	13	13	13	169			
	少年男子		1	13	13	13	169			
	少年女子		1	13	13	13	169			
バドミントン	成年男子		1	3	32	32	96	444	成年選手は監督を兼任することができる。	
	成年女子		1	3	16	16	48			
	少年男子		1	3	16	16	48			
	少年女子		1	3	47	47	141			
弓道	成年男子		1～3	3	24	56	72	314	選手と監督の兼任はできない。 監督配置数は別に定める方法により参加都道府県へ配分する。	
	成年女子			3	24		72			
	少年男子			3	19		57			
	少年女子			3	19		57			
ライフル射撃	成年男子	FR3×40	1	1	22	47	22	428	選手と監督の兼任はできない。	
		FR60PR(FR20K)		1	22		22			
		AR60(AR60PR)		1	47		47			
		AP60		1	24		24			
		CFP60(CFP30)		1	47		47			
	成年女子	R3P(R60PR)		1	22		22			
		AR60W(AR60PRW)		1	24		24			
		AP60W		1	24		24			
		MIX成年		AR Mix	(2)		(12)			(24)
				AR60J	1		24			24
	BR60J			1	22		22			
	少年男子	BP60J		1	16		16			
		少年女子		AR60WJ	1		24			24
				BR60WJ	1		47			47
				BP60WJ	1		16			16
	MIX少年	BRJ Mix		(2)	(12)		(24)			(24)
剣道	成年男子		5		47	235		475	成年男子及び成年女子の監督は選手が兼ねる。	
	成年女子		3		16	48				
	少年男子		1	5	16	16	80			
	少年女子		1	5	16	16	80			
ラグビーフットボール	成年男子		1	10	16	16	160	536	成年男子は監督が選手を兼ねることができる。	
	少年男子		1	23	15	15	345			
	女子		1	10	16	16	160			
			1	10	16	16	160	176	監督は選手を兼ねることができる。	

競 技	種別・種目			参加人員						合 計	備 考
				内 訳			小 計				
				監督	選手	県数	監督	選手			
スポーツクライミング	成年男子			1	2	47	47		309	選手と監督の兼任は認めない。	
	成年女子			1	2	18	18	36			
	少年男子			1	2	20	20	40			
	少年女子			1	2	18	18	36			
カヌー	SP	成年男子	K-1	1	1	24	47	24	453	SP:カヌースプリント SL:カヌースラローム WW:カヌーワイルドウォーター K:カヤック C:カナディアン 出場は1人1種目とする。 成年選手は監督を兼任することができる。 SP種目とSL・WW種目の監督を兼任することはできない。 ※印の種目は少年種別年齢域の選手も参加できる。	
			C-1		1	24		24			
		成年女子	K-1		1	19		19			
			C-1 ※		1	10		10			
		少年男子	K-1		1	29		29			
			K-2		2	12		24			
			C-1		1	26		26			
			C-2		2	12		24			
		少年女子	K-1		1	24		24			
			K-2		2	12		24			
			K-4		4	12		48			
			SL		成年男子	K-1 ※		1			1
	C-1 ※	1		10		10					
	成年女子	K-1 ※		1	19	19					
		C-1 ※		1	10	10					
	WW	成年男子	K-1 ※	1	10	10					
		成年女子	K-1 ※	1	10	10					
	アーチェリー	成年男子			1～2	3	14	52			42
成年女子			3	14		42					
少年男子			3	24		72					
少年女子			3	24		72					
空手道	成年男子	組手(個人、団体)	1	3	47	47	172	414以内	選手と監督の兼任はできない。		
		形		1	31以内		以内				
	成年女子	組手(個人、団体)		1	47		78				
		形		1	31以内		以内				
	少年男子	組手(個人、団体)		1	47		78				
		形		1	31以内		以内				
	少年女子	組手(個人、団体)		1	47		78				
		形		1	31以内		以内				
銃剣道	成年男子			3	47	141	193	成年男子においては、選手のうち1名が監督を兼任する。			
	少年男子			1	3	13			13	39	
なぎなた	成年女子			1	3	47	47	141	314	選手と監督の兼任はできない。 各種別の選手編成は1チーム3名とする。ただし、少年女子において演技選手のみ場合は、1チーム2名とする。	
	少年女子	演技・試合	3		32	96					
		演技のみ	2		15	30					
ボウリング	成年男子			1	4	28	28	112	401	成年選手は同種別の監督を兼任することができる。	
	成年女子			1	4	24	24	96			
	少年男子			1	2	24	24	48			
	少年女子			1	2	23	23	46			
ゴルフ	成年男子			1	3	47	47	141	441	選手と監督の兼任はできない。 女子選手3名の内、1名以上は少年種別年齢域の選手とする。	
	女子				3	47		141			
	少年男子				1	3		28			28
トライアスロン	成年男子			1	2	47	47	94	282	選手、監督の兼任はできない。	
	成年女子			1	2	47	47	94			
合計(名)		22,472									

網掛け…「2020年オリンピック対策・実行計画」に基づく実施競技

1,141

【特別競技】

【特別競技】											
競 技	種別・種目	参加人員								備 考	
		内訳				小計			合計		
		責任教師	監督	選手	県数	責任教師	監督	選手			
高等学校野球	硬式	1	1	18	8	8	8	144	304		
	軟式	1	1	16	8	8	8	128			

1. 本表における県数等は、2023年開催の特別国民体育大会の実施要項に基づき作成している。
2. 本細則第2項に示された施設基準内で実施でき、かつ競技運営に支障がなければ、各種別の監督、選手、県数を各競技実施要項作成時に調整することができる。ただし、団体競技の県数は、本表における種別合計県数を上回ることとはできない。
3. 一部の競技においては、種別又は種目ごとの出場県数がローテーション等により毎年異なる場合がある。

【「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」に基づく実施競技】

< 特別大会(鹿児島県) >

競 技	種別・種目		参加人員						備 考
			内訳			小計		合計	
			監督	選手	県数	監督	選手		
水 泳	水球	女子	1	11	12	12	132	144	選手と監督の兼任はできない。
	オープンウォータースイミング	男子	1	1	47	47	47	141	成年選手は監督を兼任することができる。
		女子		1	47		47		
ボクシング	成年女子		1	1	16	16	16	32	選手と監督の兼任はできない。
バレーボール	ビーチバレーボール	少年男子	1	2	47	47	94	282	同一種目の選手と監督の兼任はできない。
		少年女子	1	2	47	47	94		
体操	トランポリン	男子(成年少年共通)	1	1	18	18～35	18	54～71	成年選手は監督を兼任することができる。
		女子(成年少年共通)		1	18		18		
レスリング	女子	フリースタイル	(1)	2	47	(47)	94	94	監督は成年男子と共通。選手と監督の兼任はできない。
ウエイトリフティング	女子		(1)	60 (1県4名以下)		(47)	60	60	監督は男子種別と共通。選手と監督の兼任はできない。
自転車	ロード・レース トラック・レース	女子	(1)	3	47	(47)	141	141	監督は男子種別と共通。 成年選手は監督を兼任することができる。
ラグビーフットボール	7人制	女子	1	10	16	16	160	176	監督は選手を兼ねることができる。

※監督の()は、成年男子または男子種別の監督と共通の人数とする。

東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置

公益財団法人日本スポーツ協会

「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」（以下「本特例」という。）について、以下のとおり定める。

1. 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2. 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の適用期間】

特別第78回国民スポーツ体育大会（鹿児島県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 災害が発生しなかったと仮定した場合、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前から当該大会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

- 1) 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、当該大会の前々回大会または前回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の適用期間】

特別第78回国民スポーツ体育大会（佐賀県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

- ② 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が当該大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

- 2) 本項 1) を適用して避難等による移動先の都道府県から当該大会の前回大会または当該大会に参加した者が、当該大会の次回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

① 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

② 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度(小学校は2015年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

3. 特例の適用に係る手続き

- (1) 本特例の適用を受けて参加する者の所属となる都道府県競技団体は、所定の様式1を所属となる都道府県体育・スポーツ協会へ提出する。

- (2) 所属となる都道府県体育・スポーツ協会は、(1)により提出された内容を確認の上、所定の様式2に様式1の写しを添えて、以下のとおり提出する。

1) ブロック大会

ブロック大会実施競技の本特例適用者(都道府県予選会参加者含む)について、各競技参加申込締切日までに当該ブロック大会開催県へ提出する。

2) 本大会

全競技の本特例適用者(都道府県予選会参加者含む)について、各競技参加申込締切日までに日本スポーツ協会へ提出する。

- (3) 日本スポーツ協会は、提出内容を取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体等関係各機関・団体へ通知する。

4. その他

本特例に定めのない事項及び特例期間の延長等については、必要に応じ国民体育大会委員会において検討を行うものとする。

附則

- (1) 本特例は、平成 23 年 4 月 26 日に制定、施行し、第 66 回本大会及び第 67 回冬季大会から適用する。
- (2) 本特例第 2 項(3)の「ふるさと選手制度（追加）」及び、同項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 67 回本大会及び第 68 回冬季大会）」については、平成 23 年 12 月 15 日に改定、第 67 回冬季大会終了後に施行する。
- (3) 本特例第 2 項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 68 回本大会及び第 69 回冬季大会）」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成 24 年 12 月 20 日に改定、第 68 回冬季大会終了後に施行する。
- (4) 本特例第 2 項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 69 回本大会）」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成 25 年 12 月 12 日に改定、第 69 回冬季大会終了後に施行する。
- (5) 本特例は、平成 26 年 6 月 12 日に改定、施行する。
- (6) 本特例は、平成 26 年 8 月 28 日に改定、施行する。
- (7) 本特例は、平成 27 年 3 月 12 日に改定、施行する。
- (8) 本特例は、平成 28 年 3 月 3 日に改定、施行する。
- (9) 本特例は、平成 28 年 12 月 16 日に改定、施行する。
- (10) 本特例は、平成 29 年 12 月 15 日に改定、施行する。
- (11) 本特例は、平成 30 年 4 月 1 日に改定、施行する。
- (12) 本特例は、平成 30 年 12 月 13 日に改定、施行する。
- (13) 本特例は、令和元年 12 月 12 日に改定、施行する。
- (14) 本特例は、令和 2 年 7 月 17 日に改定し、第 76 回大会より施行する。
- (15) 本特例は、令和 2 年 12 月 10 日に改定し、施行する。
- (16) 本特例は、令和 3 年 12 月 9 日に改定し、施行する。
- (17) 本特例は、令和 4 年 12 月 9 日に改定し、施行する。



国民体育大会 参加負担金改定

2022.12.9

令和4年度第3回国民体育大会委員会

国民体育大会（国民スポーツ大会）開催地

2022年10月21日

大会	冬季大会			本大会
[開催年]	スキー	スケート	アイスホッケー	
第77回 [2022・R4]	秋田県	栃木県		栃木県
特 別 [2023・R5]	岩手県	青森県		鹿児島県
国民スポーツ大会				
第78回 [2024・R6]	山形県	北海道		佐賀県
第79回 [2025・R7]	未 定	スピード 未 定	フィギュア ショートトラック 岡山県	滋賀県
第80回 [2026・R8]	青森県 (開催内定)			
第81回 [2027・R9]	未 定			宮崎県 (開催内定)
第82回 [2028・R10]	長野県 (開催申請書提出順序了解)			
第83回 [2029・R11]	未 定			群馬県 (開催申請書提出順序了解)
第84回 [2030・R12]	未 定			島根県 (開催申請書提出順序了解)
第85回 [2031・R13]	未 定			奈良県 (開催申請書提出順序了解)

これまでの主な取組～対応状況～

○スポーツ振興くじによる助成

- ・ 2008年度から、競技会運営費の助成開始（3競技合計3,000万円（2/3助成））
→2011年から、3競技合計1億1,250万円（3/4助成）
- ・ 2011年度から、競技会場整備費の助成開始（1件上限4億5,000万円（3/4助成））

○開催県への交付金の拡大

- ・ 第64回大会（2008年）から、当協会からの交付金を各競技1,000万円に増額（従来：100万円）。
- ・ 第64回大会（2008年）から、中央競技団体が各300万円を開催県に交付。

○開・閉会式の廃止

- ・ 第65回大会（2009年）から、開閉会式を本大会と一本化し、冬季大会の開閉会式を廃止。
→各競技会の開始式・表彰式と位置付けて実施。

○開催地のローテーション化

- ・ 開催可能な都道府県との調整が難航し、ローテーション化に至っていない。

○施設基準の弾力的運用

- ・ アイスホッケー：基準上は3面だが、2面でも開催実績あり（第73回大会）

冬季大会開催県への交付金

(千円)

回数	JSP0 交付金	国庫 補助金	スポーツ 振興くじ助成 開催支援	NF交付金	ミズノ財団 助成金	合 計	toto助成 会場整備
67	30,000	31,807	101,249	9,000	4,000	176,056	30,000
68	30,000	31,807	56,250	9,000	4,000	131,057	597,227
69	30,000	31,807	112,500	9,000	4,000	187,307	816,589
70	30,000	31,807	112,500	9,000	4,000	187,307	801,042
71	30,000	31,807	112,500	9,000	4,000	187,307	405,351
72	30,000	31,807	112,500	9,000	4,000	187,307	582,115
73	30,000	31,807	112,500	9,000	4,000	187,307	544,640
74	30,000	31,807	112,500	9,000	4,000	187,307	696,259
75	30,000	31,807	112,500	9,000	4,000	187,307	341,831
76	30,000	36,807	111,886	9,000	4,000	191,693	725,452
77	30,000	34,807	110,159	9,000	4,000	187,966	875,254

冬季大会開催県経費（国庫補助金報告ベース）

（単位：円）

回		第Ⅰ回			第Ⅱ回		第Ⅲ回	第Ⅳ回		
開催県		A	B	C	D	E	F	G	H	I
実施競技		スキー	スピード	フィギュア ショートトラック アイスホッケー	スキー	スケート アイスホッケー	スキー スケート アイスホッケー	スキー	スケート	アイスホッケー
競技数		1	1	2	1	3	4	1	2	1
収入	1 国庫補助金	16,375,000	3,094,000	12,472,000	19,241,000	12,566,000	31,807,000	19,241,000	6,283,000	6,283,000
	2 スポーツ振興くじ助成金	10,145,000			56,250,000	51,233,000	106,705,000	56,250,000	28,125,000	28,125,000
	3 JSP0交付金	10,000,000		15,000,000	10,000,000	20,000,000	16,276,412	10,000,000	10,001,555	10,000,000
	4 NF交付金	3,000,000	1,500,000	4,500,000	3,000,000	6,000,000	6,411,033	3,000,000	3,000,000	3,000,000
	5 ミズノ財団助成金	2,000,000	500,000	1,500,000	2,000,000	2,000,000	4,000,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000
	6 開催県負担金	4,947,992	9,550,920	51,867,963	88,870,037	14,080,172	37,029,867	62,737,568	117,915,635	1,382,097
	7 開催市負担分	2,474,441				9,181,172				8,870,106
	8 企業協賛金他	226,597	7,446,000	4,374,068	2,928,287	1,935,255	1,913,000		2,425,522	756,254
	合計	49,169,030	22,090,920	89,714,031	182,289,324	116,995,599	204,142,312	153,228,568	168,750,712	59,416,457
費用	1 式典費	0	12,467,048	14,482,778	20,864,858	11,176,756	15,794,837	14,751,066	25,119,762	730,372
	2 競技運営費	41,693,441	8,950,258	36,085,354	8,187,922	15,984,303	22,947,463	10,654,832	62,656,671	54,053,011
	3 宿泊輸送衛生費	0	0	0	8,531,926	0	0	16,288,778	11,586,322	1,318,976
	4 広報費	3,741,590	238,040	26,648,272	7,044,073	0	2,069,925	4,055,806	2,915,969	1,154,264
	5 総務企画費	3,733,999	435,574	12,497,627	10,924,545	6,546,515	19,595,220	16,987,086	21,637,988	2,159,834
	6 開催地交付金	0	0	0	126,736,000	83,288,025	143,734,867	90,491,000	44,834,000	0
	合計	49,169,030	22,090,920	89,714,031	182,289,324	116,995,599	204,142,312	153,228,568	168,750,712	59,416,457

※ スポーツ庁提供資料に加筆

※ 競技数：スキー1、スピードスケート1、フィギュア・ショートトラック1、アイスホッケー1

※ 主な経費の内訳

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 1. 式典費 | 企画運営委託料、会場使用料 |
| 2. 競技運営費 | 競技役員旅費・謝礼、記録本部、大会プログラム・賞状等製作 |
| 3. 宿泊輸送衛生費 | 配宿、輸送バス委託料、除雪、救護 |
| 4. 広報費 | 広報印刷物等製作、新聞等広告 |
| 5. 総務企画費等 | 事務局運営、実行委員会運営、大会実施本部、諸会議、報道対策、服飾整備 |
| 6. 開催地交付金 | 市町村運営交付金 |

参加負担金改定

改定前			改定案(参加負担金1.5倍／冬季大会2倍)		
参加負担金	○少年種別選手	2,000 円	○少年種別選手	3,000 円	(1,000 円増)
			○少年種別選手(冬季大会)	4,000 円	(2,000 円増)
	○その他(成年種別選手・監督・本部役員)	4,000 円	○その他(成年種別選手・監督・本部役員)	6,000 円	(2,000 円増)
			○その他(成年種別選手・監督・本部役員)(冬季大会)	8,000 円	(4,000 円増)
収入	●参加負担金(本大会)	参加者数	●参加負担金(本大会)	参加者数	
	○少年種別選手	9,500 名	○少年種別選手	9,500 名	2,850 万円
	○その他(成年・監督・本部役員)	14,000 名	○その他(成年・監督・本部役員)	14,000 名	8,400 万円
	計	23,500 名	計	23,500 名	1億1,250 万円
			① (		3,750 万円増)
	●参加負担金(冬季大会)	参加者数	●参加負担金(冬季大会)	参加者数	
支出	○少年種別選手	950 名	○少年種別選手	950 名	380 万円
	○その他(成年・監督・本部役員)	2,450 名	○その他(成年・監督・本部役員)	2,450 名	1,960 万円
	計	3,400 名	計	3,400 名	2,340 万円
			② (		1,170 万円増)
			①+② (		4,920 万円増)
	●JSPO負担金	5,930 万円	●JSPO負担金	6,085 万円	(155 万円)
収入合計			1億4,600 万円	収入合計	
				1億9,675 万円	
				(5,075 万円増)	
●参加負担金の開催県交付金	○本大会(@1,000円)	23,500 名	2,350 万円	●参加負担金の開催県交付金	
	○冬季大会(@1,000万円×3競技)		3,000 万円	○本大会(@1,500円)	23,500 名
	計	23,500 名	5,350 万円	※参加負担金増額に伴う交付金増	③ (
				○冬季大会	6,000 万円
				※参加負担金増額に伴う交付金増	④ (
				計	23,500 名
●国体関係費			9,250 万円	●国体関係費	9,250 万円
				●その他増額経費	900 万円
					(900 万円増)
支出合計			1億4,600 万円	支出合計	
				1億9,675 万円	
				(5,075 万円増)	

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（青森県）関係 各種要項の改定について

【実施要項総則】

現 行	変 更 後
5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準 (1) 参加資格 ==省略== キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。 （ア） 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。 （イ） 健康診断を受け、<u>健康であることが証明された者</u>であること。 （ウ） ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。 ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。	5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準 (1) 参加資格 ==省略== キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。 （ア） 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。 （イ） 健康診断を受け、<u>競技会への参加に支障がない者</u>であること。 （ウ） ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。 ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、<u>監督が不在の場合選手は参加することができない。</u>各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

【各競技実施要項】

現 行	変 更 後
〔２〕アイスホッケー競技 ４ 競技上の規定及び競技方法 (1)～(5) (略) (6) 成年、少年とも大会登録は、大会中に<u>ゴールテンダー</u> 1 名を含め、16 名以内とする。 なお、試合進行のために必要な員数を氷上に揃えることができなくなった時点で没収試合とし、0 対 15 で当該チームの敗戦とする。 ７ 総合成績決定方法（略） ８ 表 彰（略） ９ 参加上の注意 (1) (略) (2) <u>アイスホッケー公式国際競技規則第 202 条に基づき、少年に参加するプレイヤーは、フルフェイス・マスクと首とのどのプロテクターを着用しなければならない。</u>	〔２〕アイスホッケー競技 ４ 競技上の規定及び競技方法 (1)～(5) (略) (6) 成年、少年とも大会登録は、大会中に<u>ゴールキーパー</u> 1 名を含め、16 名以内とする。 なお、試合進行のために必要な員数を氷上に揃えることができなくなった時点で没収試合とし、0 対 15 で当該チームの敗戦とする。 ７ 参加申込、交代 「２ 実施要項総則」 8 に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1) 本大会の参加申込は、監督 1 名、選手 16 名、予備登録選手 9 名以内とする。 (2) 選手又は監督の交代届は、所定の様式により監督会議開始前までに提出するものとする。 (3) 選手の交代は、予備登録選手に限り認める。 (4) 監督は、特別な事情がある場合、大会期間中の交代を認める。ただし、交代者は 6 (3) に掲げる監督要件を有する者に限る。 ８ 総合成績決定方法（略） ９ 表 彰（略） 10 参加上の注意 (1) (略) (2) <u>監督以外にベンチに入ることができるコーチは、ドクター資格又はトレーナー資格を有するコーチを含め 6 人以内とする。</u>

(3) <u>J. I. H. F. 2010～2011 発第 065 号〔通達〕に基づき、1974 年 12 月 31 日以降に生まれたプレイヤーは、単色透明・肌色・白色以外マウスピースを着用しなければならない。</u> (4) その他の事項は、「2 実施要項総則」15によるものとする。 10 諸会議（略） 11 その他（略）	(3) J. I. H. F. 2021～2022 発第 226 号〔通達〕に基づき、1974 年 12 月 31 日以降に生まれたプレイヤーは、単色透明・肌色・白色以外マウスガードを着用すること。 (4) 少年に参加するプレイヤーは、J. I. H. F. 2021～2022 発第 226 号〔通達〕に基づき、適切な保護具を着用すること。 (5) その他の事項は、「2 実施要項総則」15 によるものとする。 11 諸会議（略） 12 その他（略）
---	---

【宿泊要項】

現 行	変 更 後																																				
6 宿泊料金等 (1)～(7) (略) (8) 宿泊取消料 ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。 <table><tr><th>申出区分</th><th>宿泊取消料</th><th>備考</th></tr><tr><td>宿泊予定日の6日前まで</td><td>不要</td><td rowspan="3">素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金(税抜)とする。</td></tr><tr><td>宿泊予定日の5日前から宿泊予定日前日まで</td><td>宿泊料金(税抜)の50%</td></tr><tr><td>宿泊予定日<u>前日</u></td><td>宿泊料金(税抜)の100%</td></tr></table> 9 食事 (1) (略) (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、あっせんを希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込むものとする。 なお、昼食(弁当)料金は次のとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>消費税</th><th>料金</th></tr><tr><td rowspan="2">昼食弁当(お茶を含む)</td><td>税抜</td><td>900 円以内</td></tr><tr><td><u>10%</u></td><td><u>990 円以内</u></td></tr></table>	申出区分	宿泊取消料	備考	宿泊予定日の6日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金(税抜)とする。	宿泊予定日の5日前から宿泊予定日前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	宿泊予定日 <u>前日</u>	宿泊料金(税抜)の100%	区分	消費税	料金	昼食弁当(お茶を含む)	税抜	900 円以内	<u>10%</u>	<u>990 円以内</u>	6 宿泊料金等 (1)～(7) (略) (8) 宿泊取消料 ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。 <table><tr><th>申出区分</th><th>宿泊取消料</th><th>備考</th></tr><tr><td>宿泊予定日の6日前まで</td><td>不要</td><td rowspan="3">素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金(税抜)とする。</td></tr><tr><td>宿泊予定日の5日前から宿泊予定日前日まで</td><td>宿泊料金(税抜)の50%</td></tr><tr><td>宿泊予定日<u>当日</u></td><td>宿泊料金(税抜)の100%</td></tr></table> 9 食事 (1) (略) (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、あっせんを希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込むものとする。 なお、昼食(弁当)料金は次のとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>消費税</th><th>料金</th></tr><tr><td rowspan="2">昼食弁当(お茶を含む)</td><td>税抜</td><td>900 円以内</td></tr><tr><td><u>8%</u></td><td><u>972 円以内</u></td></tr></table>	申出区分	宿泊取消料	備考	宿泊予定日の6日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金(税抜)とする。	宿泊予定日の5日前から宿泊予定日前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	宿泊予定日 <u>当日</u>	宿泊料金(税抜)の100%	区分	消費税	料金	昼食弁当(お茶を含む)	税抜	900 円以内	<u>8%</u>	<u>972 円以内</u>
申出区分	宿泊取消料	備考																																			
宿泊予定日の6日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金(税抜)とする。																																			
宿泊予定日の5日前から宿泊予定日前日まで	宿泊料金(税抜)の50%																																				
宿泊予定日 <u>前日</u>	宿泊料金(税抜)の100%																																				
区分	消費税	料金																																			
昼食弁当(お茶を含む)	税抜	900 円以内																																			
	<u>10%</u>	<u>990 円以内</u>																																			
申出区分	宿泊取消料	備考																																			
宿泊予定日の6日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金(税抜)とする。																																			
宿泊予定日の5日前から宿泊予定日前日まで	宿泊料金(税抜)の50%																																				
宿泊予定日 <u>当日</u>	宿泊料金(税抜)の100%																																				
区分	消費税	料金																																			
昼食弁当(お茶を含む)	税抜	900 円以内																																			
	<u>8%</u>	<u>972 円以内</u>																																			

特別国民体育大会冬季大会スケート・アイスホッケー競技会 参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること

※「交代（変更）届」又は
「棄権届」のいずれかを
○で囲むこと

1 参加申込者

競技名		種別		部・種目別	
参加申込者名					

2 交代（変更）・棄権の理由（該当する番号に○をつけ、症状や具体的な内容をチェック又は記述）

1. 体調不良のため（コロナ関連以外）（症状：_____）
2. 怪我のため
3. 一身上の都合
3-4. コロナ関連（_____）
4-5. その他（_____）

3 交代（変更）者 ※棄権の場合は記入不要

フリガナ			生年月日	(西暦)	
氏 名				年 月 日生 (歳)	
連絡先 (TEL) ※ 1			連絡先 (メール) ※ 1		
所属区分※ 2		所属の所在地※ 3			
プログラム掲載用所属					
第76回大会 参加都道府県名		第77回大会 参加都道府県名		例外適用※ 4	
中央競技団体 登録の有無	有 ・ 無	有 の 場 合 登 録 番 号 等			
その他の必要事項（身長、体重、記録等）					
JSP0 公認スポーツ指導者資格 ※監督交代の場合記入	資 格 名 登録番号		有効 期限	年 月	

※1 交代（変更）者が監督の場合は、連絡先を記入。

※2 特別大会（都道府県予選会、ブロック大会）所属都道府県について、次のいずれを選択して参加したかを記入。

成年種別 （ア. 居住地を示す現住所 イ. 勤務地 ウ. ふるさと）

少年種別 〔ア. 居住地を示す現住所 イ. 学校教育法第1条に規定する学校の所在地 ウ. 勤務地
エ. 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地〕

※3 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※4 今回（特別大会）と第77回大会（不出場の場合は第76回大会）の参加都道府県が異なる場合のみ記入。

〔 1. 新卒業者 2. 結婚又は離婚 3. ふるさと（成年） 4. 一家転住（少年）
5. JOC エリートアカデミー（少年） 6. 東日本大震災に係る特例措置 〕

年 月 日

当該中央競技団体会長（代表者） 殿

特別国民体育大会冬季大会当該開催県実行委員会会長 殿

_____ 体育・スポーツ協会

_____ 会長（代表者）

_____ 協会・連盟

_____ 会長（代表者）

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会における

新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン

令和4(2022)年12月

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会
青森県実行委員会

1 はじめに

本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会）や「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）、各中央競技団体等が定めるガイドライン、各業界団体が定めるガイドライン等を参考に作成したものである。

2 目的

本ガイドラインは、特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）の開催に当たり、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、大会における各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、八戸市実行委員会及び各競技団体において実施することが望ましい標準的な対策等を取りまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

また、本ガイドラインは、現時点での新型コロナウイルスの感染状況に基づいて取りまとめたものであり、今後の感染拡大等の状況に応じて随時改定を行うものとする。

3 共通項目

(1) 感染防止対策

ア 手指衛生の励行

- ・会場では、出入口、受付、控室など、随所に手指用のアルコール消毒液（以下「手指消毒アルコール」という。）を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整える。
- ・会場の手洗い場には石鹸（ポンプ式が望ましい。）を用意するとともに、手洗い啓発ポスターを掲示し、来場者に対しこまめな手洗いを促す。
- ・来場者に対し、手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求める。

イ マスク着用の徹底

- ・会場では、適切なマスク（不織布マスクを推奨する。）の着用の掲示や着用を促すアナウンスを随時行うとともに、会場を巡回してマスク未着用の者には個別に着用を促す。

ウ 大声での会話や応援の禁止

- ・会場では、大声（通常よりもはるかに大きな声量で、反復・継続的に声を発することをいう。）での会話や応援の禁止を促す掲示やアナウンスによる注意喚起を行う。

エ 3密の回避

(ア) 密閉の回避

- ・選手控室、役員控室やプレスセンターなどの個室については、窓の開放及び換気扇等の利用により、定期的（目安は2回／時とする。）な換気を実施する。

(イ) 密集の回避

- ・会場においては、人と人との接触を可能な限り避け、身体的距離を確保できる対策を講じる。
- ・受付、シャトルバス乗り場、トイレ、おもてなしスペースなど、人が並ぶ可能性がある場所では、目印の設置やスタッフによる呼びかけなどにより、可能な限り身体的距離を

確保するための対策を講じる。

(ウ) 密接の回避

- ・受付など、人と人が近距離で対面して話す場所には、飛沫感染防止のため透明なビニールカーテン又はアクリル板等を設置することが望ましい。設置できない場合、担当者はマスクのほか必要に応じてフェイスシールド等を着用する。

(エ) ゾーニングの確保

- ・選手、監督等と観客の動線は明確に分け、立入禁止の掲示やフェンス、ロープなどで両者が交わることがないようにゾーニングを行う。

(オ) 施設内の消毒

- ・不特定多数の者が触れると考えられる場所（手摺、ドアノブ、水洗トイレのレバー、ロッカーの取っ手、テーブル、イス等ウイルスが付着する可能性のある場所をいう。）については、こまめに消毒する。

(2) 参加、入場の対応

ア 参加・入場できない場合の事前周知

大会参加日の10日前以降に、次のいずれかに該当する者は、参加・来場しないこと及び原則として入場できないことを事前に周知する。

なお、大会参加日とは、青森県在住・在勤・在学の者は「大会参加初日」（公式練習や準備業務等を含む。）、それ以外の者は「来県日」とする。（以下同じ。）

(ア) 体調不良者

(イ) 濃厚接触者等

イ 定義

(ア) 体調不良者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 発熱している者（体温 37.5℃以上）
- ② 次のいずれかの新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状がある者
 - ・喉の痛み、咳、痰、鼻水、鼻づまりなど風邪の症状
 - ・頭痛、だるさ（倦怠感）
 - ・息苦しさ
 - ・身体が重い、疲れやすい
 - ・味覚異常、嗅覚異常

(イ) 濃厚接触者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 保健所の調査等において、新型コロナウイルス感染症感染者（以下「感染者」という。）の濃厚接触者と判断された者
なお、感染者とは、PCR検査又は抗原定性検査で陽性反応があった者とする。
- ② 同居家族や身近な人に感染が疑われる人がいる者
- ③ 大会参加日の10日前以降に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等へ渡航歴がある者
- ④ 大会参加日の10日前以降に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がある者又は当該国・地域等の在住者との濃厚接触がある場合

ウ 入場時の対応

(ア) 検温

全ての入場者に対し、非接触型体温計又はサーモグラフィー等による検温を実施する。

(イ) 体調等の確認

選手・監督等、健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」（以下「健康管理アプリ」という。）又は健康チェックシート（以下「健康管理アプリ等」という。）により健康状態等の記録が必要とされている者については、大会参加日の10日前以降の起床時体温、健康状態及び行動歴を確認する。

(ウ) 入場の可否

(ア)及び(イ)により、大会参加日の10日前以降に体調不良者又は濃厚接触者等に該当した経過があることが確認された場合及び健康管理アプリ等に記録漏れ等の不備がある場合は、入場できない。

ただし、別に定める参加条件を満たす場合はこの限りではない。

(3) その他

ア 参加者にPCR検査等を義務付ける場合は、対象者、検査結果の確認方法等については、別に定める参加条件による。

イ 喫煙は、新型コロナウイルス感染症重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。

4 役割分担

(1) 青森県実行委員会

ア 本ガイドラインについて、今後の感染拡大に応じた改定及び関係者への周知を実施する。

イ 感染症対策に関し、必要に応じ関係機関と調整する。

ウ 正式競技における感染防止対策に係る参加条件を定める。

(2) 八戸市実行委員会

ア 本ガイドライン等に基づき、競技団体と連携し、競技会場における具体的な感染防止対策を実施する。

イ 健康管理アプリ等により参加者（競技会役員、競技会補助員、ボランティア、観客、報道員、視察員等）の体調を把握する。

ウ 提出された健康チェックシートの管理に十分留意するとともに、必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。

エ 競技会場ごとに、感染防止対策に係る総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置する。

(3) 選手団

ア 健康管理アプリ等により参加者（選手・監督・選手団本部役員（チームスタッフを含む。））の体調把握を行うとともに、健康チェックシート（様式1又は様式2）については取りまとめの上、受付時に競技団体へ提出する。

イ 本ガイドライン及び中央競技団体が定めるガイドライン等を遵守するとともに、選手等への周知を徹底し、感染防止に努める。

ウ 感染防止対策に係る総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置する。

(4) 競技役員・競技補助員

ア 健康管理アプリ等により参加者（競技役員、競技補助員）の体調把握を行うとともに、健康チェックシート（様式1又は様式2）については取りまとめの上、八戸市実行委員会へ提

出する。

イ 競技会場ごとに、感染防止対策に係る総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置する。

ウ 本ガイドライン及び各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、八戸市実行委員会と連携して適切な感染防止対策を講じ、大会を運営する。

5 参加者において遵守すべき事項

(1) 選手・監督・選手団本部役員（チームスタッフを含む。）

ア 大会参加日の10日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

なお、スマートフォン利用者は、原則として健康管理アプリにより、健康管理アプリを利用できない者は健康チェックシート（様式1又は様式2）により記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、健康チェックシート（様式1又は様式2）により記録を行う場合は、来場初日に様式1を、期間中は毎日、様式2を受付時に競技団体へ提出する。

ウ 代表受付をする場合は、代表者が健康管理アプリにより全員分の健康状態を確認した上で、受付時に画面提示を行う。

なお、健康チェックシート（様式1又は様式2）により健康状態等の記録を行う者がいる場合は、健康チェックシート総括表（様式3）に様式1又は様式2を添付し、受付時に競技団体へ提出する。

エ 競技中及びウォームアップ中を除き、原則としてマスクを着用する。

(2) 競技役員・競技補助員

ア 大会参加日の10日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、健康チェックシート（様式1又は様式2）により記録を行う場合は、来場初日に様式1を、期間中は様式2を毎日、受付時に競技団体へ提出する。競技団体の代表者は、様式1又は様式2の記載を確認した上で、八戸市実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(3) 競技会役員・競技会係員・競技会補助員・ボランティア

ア 大会参加日の10日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、健康チェックシート（様式1又は様式2）により記録を行う場合は、来場初日に様式1を、期間中は様式2を毎日、受付時に競技団体へ提出する。競技団体の代表者は、様式1又は様式2の記載を確認した上で、八戸市実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(4) 報道員

ア 大会参加日の10日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、健康チェック

シート（様式1又は様式2）により記録を行う場合は、来場初日に様式1を、期間中は毎日、様式2を受付時に八戸市実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

エ 報道員IDと報道員ビブス及び自社腕章を着用する。

オ 取材人数はできる限り少なくする。

カ 囲み取材やインタビューは競技者同意のもと、身体的距離（取材対象者、取材者及び取材者同士の距離をいう。）を確保するとともに、簡潔に短時間で実施する。

(5) 視察員

ア 大会参加日の10日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、健康チェックシート（様式1又は様式2）により記録を行う場合は、来場初日に様式1を、期間中は毎日、様式2を受付時に八戸市実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(6) おもてなし、売店事業者

ア 大会参加日の10日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、健康チェックシート（様式1又は様式2）により記録を行う場合は、来場初日に様式1を、期間中は様式2を毎日、受付時に八戸市実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(7) 観客

ア 氏名及び連絡先の提出等、八戸市実行委員会の要請に協力する。

イ 八戸市実行委員会から健康チェックシート（様式1又は様式2に準ずるもの）の記入、提出の要請があった場合は協力する。

ウ 別に定める参加条件により大会参加日の10日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

エ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、健康チェックシート（様式1又は様式2に準ずるもの）により記録を行う場合は、来場日ごとに当該様式を受付時に八戸市実行委員会へ提出する。

オ 観覧席の移動は極力行わないこととし、座席番号を写真に撮るなど観覧位置を記録するよう努める。

カ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

キ 飛沫感染や接触感染防止のため、次の応援は控える。

(ア) 大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛

(イ) メガホン、トランペットなどの道具や楽器の使用

(ウ) ハイタッチ、肩組み

ク 次の応援は、大会運営に支障が生じない範囲及び程度において容認する。

なお、応援に当たっては、身体的距離を確保し、他の観客との接触は避ける。

(ア) プレーの度の拍手、拍手による応援

- (イ) スティックバルーン、ハリセン等の使用
 - (ウ) タオルを広げて振る、若しくは回す
 - (エ) フラッグ（新聞紙大の手旗）を振る 等
- (8) 全ての参加者が遵守すべき事項
- ア 入場時には、非接触型体温計又はサーモグラフィー等による検温を受ける。
 - イ 食事の際は、指定された飲食可能エリアで飲食し、対面での飲食を避け、会話は自粛する。
会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。
 - ウ 競技会場内では、八戸市実行委員会等の案内及び指示に従う。
 - エ 大会参加後又は会場業務従事後は、直帰するように努める。
 - オ 大会参加後又は会場業務従事後10日間は、健康管理アプリ等により健康状態等を確認する。

6 競技会場において実施すべき事項

- (1) 競技エリア
- 競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施する。
- (2) 受付等
- ア 人と人が近距離で対面して話す場所には、飛沫感染防止のため透明なビニールカーテン又はアクリル板等を設置することが望ましい。設置できない場合、マスクのほか必要に応じてフェイスシールド等を着用する。
 - イ 身体的距離において並べるように目印の設置等を行う。
 - ウ 受付や入退場の滞留、密集を回避するため、事前申請や代表受付、時間差入場、動線区分等の措置を講じる。
 - エ 受付や招集所では大声を出さないように、案内表示の掲示やハンドマイク等を活用する。
- (3) 手洗い場所・トイレ
- ア 手洗い場には石鹸（ポンプ式が望ましい。）を用意する。また、手洗い後に手を拭くためのペーパータオルを必要に応じて用意するが、手指を乾燥させる設備は使用しない。
 - イ 身体的距離において並べるように目印の設置等を行う。
- (4) 控室・更衣室等の諸室
- ア 広さにはゆとりを持たせ、レイアウトを工夫し、密になることを避ける。
 - イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する又は別室を用意する等の措置を講じる。
- (5) 観客席
- ア 競技会場の収容定員のうち、観客席として割り当てられた数を上限として運用する。
なお、仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合も同様とする。
 - イ 収容定員のない競技会場は、人と人との距離を十分に確保する。
 - ウ 選手団用の座席を設ける場合は、一般観客席と区分し、極力離れた場所とする。
 - エ 観客席には、座席位置の記録や応援時の禁止事項、観戦時の注意事項を掲示する。
 - オ 大会の正式競技は、原則として有観客での開催とするが、競技会場の特性上、十分な感染防止対策を講じることが困難な状況と見込まれる場合は、青森県実行委員会と協議の上、無観客の開催とすることを妨げない。

なお、無観客の開催とする場合は、代替措置の実施を検討する。

(6) 取材エリア

ア 競技や会場の特性に応じて、取材エリアや撮影場所、取材ルールを定め、報道員へ周知する。

イ 取材場所は、アクリル板の設置や目印の設置等で身体的距離を確保する。

(7) おもてなし、売店、休憩所等

ア 出店場所には、透明なビニールカーテン又はアクリル板等の設置をすることが望ましい。

イ 出店者は、マスク及び手袋等を着用し、金銭のやり取りはトレーを介して行う。

ウ 参加者が身体的距離において並べるように目印の設置等を行う。

エ 休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう、座席数や席の配置に留意する。
指定された飲食可能エリアで飲食し、対面での飲食は避けるとともに、食事中の会話は自粛する。

オ 前述ア～エの感染防止対策を講じることができない場合は、設置を中止する。

7 宿泊、輸送

(1) 宿泊

ア 青森県実行委員会及び八戸市実行委員会が実施する事項

(ア) 宿泊施設に対し、業種別ガイドライン（「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟））の遵守を依頼する。

(イ) 宿泊者に対し、次の【宿泊に当たっての留意事項】について協力を依頼する。

イ 八戸市実行委員会が実施する事項

宿泊者に対し、次の【宿泊に当たっての留意事項】について協力を依頼する。

【宿泊に当たっての留意事項】

① 基本的な感染防止対策の徹底

- ・身体的距離を確保し、従業員や他の宿泊者との接触を避ける。
- ・原則としてマスクを着用する。
- ・定期的に手洗い、手指消毒を行う。
- ・入館時の検温等、感染防止のために行う宿泊施設の指示に従い行動する。
- ・宿泊施設滞在中は、不要不急の外出を控える。

② フロント、ロビー、エレベーター等の共用スペース

- ・フロントでの手続きは代表者がまとめて行う。
- ・ロビーでの待機時、エレベーター利用時等は、分散するなど3密を避ける。

③ 客室

- ・同室者がいる場合は、客室内でもマスクを着用する。
- ・定期的に窓を開けて換気を行うとともに、空調による換気が可能な場合は常時換気を行う。
- ・トイレ使用後は、蓋を閉めてから水洗する。

④ 食事会場

- ・会場に入る前に手洗い、手指消毒を行い、食事開始までマスクを着用する。
- ・宿泊施設から着席方法や滞在時間について指示があった場合は、これに従う。

- ・食事中の会話は自粛するとともに、会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。

⑤ 浴室等

- ・浴室、脱衣所及び休憩室では、他の者との身体的距離を確保し、会話を控える。

(2) 輸送

八戸市実行委員会は、バス事業者その他の交通事業者（以下「バス事業者等」という。）及びバス等利用者に、次の感染防止対策を徹底するよう依頼する。

ア バス事業者等に対し、業種別ガイドライン（「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（全国ハイヤー・タクシー連合会））の遵守を依頼する。

イ バス等利用者に対し、次の【バス等利用に当たっての留意事項】について協力を依頼する。

【バス等利用に当たっての留意事項】

① 基本的な感染防止対策の徹底

- ・原則としてマスクを着用する。
- ・飲食はできる限り控え、食事中の会話は自粛する。特に大声による会話は行わない。
- ・乗車前に手指を消毒する。

② 乗車時及び降車時

- ・乗車待機時は、できる限り身体的距離を確保する。
- ・通路に立ち列ができないよう、順次に乗車又は離席する。

③ 乗車中

- ・できる限り他の利用者と距離を置いて着席する。
- ・往路、復路で同じ利用者が乗車する場合は、できる限り同じ席に座る。

8 各種会議、式典

(1) 監督会議等

ア 監督会議等については、会議での伝達事項や議題等を見直した上で、実施の可否やオンラインでの実施など、実施方法について検討する。

また、監督会議等において、各競技会における感染防止対策や体調不良者発生時の対応等について情報共有を図る。

イ 監督会議等を実施する場合は、会議の運営方法や議題等の見直しによる時間短縮や参加人員の制限等の感染防止対策を講じる。

(2) 式典

大会の開始式並びに表彰式は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じた上で実施する。

9 体調不良者発生時の対応

(1) 定義

体調不良者とは、4 (2) イ (ア) に該当する者をいう。

(2) 入場時における受診・相談の勧奨

入場時に体調不良者に該当する者は、4 (2) ウ (ウ) の要件に従い入場不可とし、帰宅又は帰宿

を促す。

また、医療機関又は八戸市新型コロナウイルス感染症コールセンター（電話 0178-80-7878（24 時間受付））（以下「医療機関等」という。）への受診又は相談を勧奨し、その結果を八戸市実行委員会に報告するよう依頼する。

(3) 入場後の対応

ア 体調不良者用の静養スペースの設置

入場後、体調不良者が発生した場合に対応するため、救護所とは別に体調不良者用の静養スペースを設置し、専任スタッフを配置する。

なお、会場の都合上、救護所と別に設置することが困難な場合は、パーテーションにより他の傷病者の利用スペースと区分する等の方法により感染防止を図る。

イ 体調不良者用の静養スペースでの対応

体調不良者は、体調不良者用の静養スペースにおいて静養させ、必要に応じて飲料、保冷剤、保温材等の提供を行う。

また、症状が落ち着き次第、帰宅又は帰宿を促すとともに、医療機関等への受診又は相談を勧奨し、その結果を八戸市実行委員会に報告するよう依頼する。

なお、症状が重篤な場合は救急搬送の要請を検討する。

(4) 対応記録及び追跡記録

ア 対応記録

入場時又は入場後に体調不良者に該当する者を確認した場合は、当該体調不良者の氏名、住所、電話番号、所属する選手団等の名称、宿泊先、対応結果等を記録する。

イ 追跡調査

体調不良者が帰宅又は帰宿した後の健康状態、医療機関等の受診・相談結果については、選手団等に対し必要な追跡調査を実施し、調査結果を記録する。

ウ 個人情報の保護

対応記録および追跡調査における個人情報の管理に十分留意するとともに、必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。

(5) 帰宅等に当たっての交通手段及び費用負担

帰宅又は帰宿、医療機関等の受診のために必要な交通手段については、体調不良者本人又は選手団派遣母体等の責任において確保し、これに係る費用を負担する。

(6) 感染者が発生した場合の対応

ア 感染者の対応

感染者は、八戸市実行委員会が定める報告先に速やかに検査結果を報告するとともに、保健所の指示により医療機関への入院、宿泊療養施設への入所又は自宅療養等をする。

イ 選手団等の対応

選手団の感染症対応担当者は、選手団に所属する者が感染症等に該当する場合、国民体育大会における新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書（様式 4）により八戸市実行委員会へ報告し、保健所が行う接触者調査に協力する。感染者と接触のある者がいる場合は、速やかに八戸市実行委員会に報告し、保健所から指示があるまでは宿泊施設等で待機及び経過観察を行う。

また、PCR 検査を受けることとなった濃厚接触者がいる場合は、検査結果についても八

戸市実行委員会に報告する。

なお、濃厚接触者が健康観察等を行うための待機場所等については、配宿センターが斡旋した宿泊施設とは別に選手団等の責任において確保するとともに、これに係る費用を負担する。

ウ 八戸市実行委員会の対応

感染者が来場していた会場等は、保健所の指示により消毒作業を行うとともに、個人情報に十分配慮した上で、感染者の発生状況等を大会参加者に周知する。

(7) 宿泊施設で体調不良者が発生した場合

宿泊施設において体調不良者が発生した場合、当該宿泊施設は「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会・日本旅館協会・全日本シティホテル連盟）に基づき、宿泊客の感染疑いの際の対応を実施する。

10 大会開催の可否判断

大会会期中（公式練習等を含む。）において、参加者に感染者が発生した場合は、主催者間で協議の上、開催の可否を決定する。

11 その他

本ガイドラインに定めのない事項については、「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）を準用する。

特別冬季国体 健康チェックシート【来場初日】

チェックシートは大会開催にあたり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態を確認することを目的としています。本チェックシートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、来場可否の判断および必要なご連絡のためにのみ利用します。感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますことを予めご了承ください。

団体名														
氏名														
連絡先														
			10日前	9日目	8日目	7日目	6日目	5日目	4日前	3日前	2日前	1日前	来場初日	
項目			日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
体温				℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	
健康状態	のどの痛みがある		☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	咳（せき）が出る		☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	痰（たん）がでたり、からんだりする		☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	鼻水、鼻づまりがある ※アレルギーを除く		☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	頭が痛い		☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	だるさ（倦怠感）がある		☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	息苦しさがある		☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	体が重く感じる、疲れやすい		☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	味覚異常がある		☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
嗅覚異常がある		☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無		
行動歴	新型コロナウイルスに感染（陽性）された方と濃厚接触がある		☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	
	同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる		☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	
	政府から入国制限、入国後の観察時期が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある		☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	
	クラスターが発生している都道府県や該当地域に出張又は休暇等で訪れた		☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	
	☐ はいに該当する場合、訪れた都道府県名を記入してください。													

※1 濃厚接触とは、「新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と1m程度以内で15分以上接触があった場合」と定義します。

※2 本票は一定期間保管した後、破棄します。

特別冬季国体 健康チェックシート【期間中（2日目以降）】

記入日

氏名

住所

電話番号

（※日中に連絡が取れる電話番号を記入してください）

以下の項目に記入をお願いします。

過去10日間の体調及び状況についてお答えください。		
健康調査	体温	
	のどの痛みがある	有 ・ 無
	咳（せき）が出る	有 ・ 無
	痰（たん）がでたり、からんだりする	有 ・ 無
	鼻水、鼻づまりがある※アレルギーを除く	有 ・ 無
	頭が痛い	有 ・ 無
	だるさ（倦怠感）がある	有 ・ 無
	息苦しさがある	有 ・ 無
	体が重く感じる、疲れやすい	有 ・ 無
	味覚異常がある	有 ・ 無
	嗅覚異常がある	有 ・ 無
行動調査	新型コロナウイルスに感染（陽性）された方と濃厚接触（※1）がある	有 ・ 無
	同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる	有 ・ 無
	海外渡航（※2）	有 ・ 無
	出張・休暇（※3）	有 ・ 無

※1 濃厚接触とは、「新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と1m程度以内で15分以上接触があった場合」と定義します。

※2 過去10日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ渡航した場合

※3 過去10日以内にクラスターが発生している都道府県や該当地域に出張又は休暇等で訪れた場合

特別冬季国体 体調管理チェックシート（総括表）

選手団の代表者は、所属選手及び監督（チームスタッフを含む）の健康チェックシートの記載等を確認したうえで、本シート（総括表）を作成し、受付時に提出してください。

都道府県名		団体名	
-------	--	-----	--

競技名（種目）		種別	
---------	--	----	--

代表者	ふりがな	メールアドレス	
	氏名	電話番号 (携帯電話等)	
	住所		

団体受付人数 (うち体調管理チェックシートの 提出枚数)	名 (枚)
------------------------------------	----------

当選手団所属選手等の

☐	本日及び本日以前10日間の	健康状態等は次のとおりです。
☐	本日の	

※いずれかの口に✓を記入

日付（記入してください）		
項目（該当する項目にチェック（✓）を記入してください）		／
本日参加している当選手団所属選手等のPCR検査の結果は陰性である。 (来場初日となる参加者がいる場合のみ記入してください)		
本日参加している当選手団所属選手等の抗原定性検査の結果は陰性である。 (検査対象者がいる場合のみ記入してください)		
下のいずれの項目にも該当する者がいない。		
37.5℃以上の発熱がある者がいる		
健康状態	「のどの痛みがある」に該当する者がいる	
	「咳（せき）が出る」に該当する者がいる	
	「痰（たん）がでたり、からんだりする」に該当する者がいる	
	「鼻水、鼻づまりがある」に該当する者がいる（アレルギーを除く。）	
	「頭が痛い」に該当する者がいる。	
	「だるさ（倦怠感）がある」に該当する者がいる。	
	「息苦しさがある」に該当する者がいる。	
	「体が重く感じる、疲れやすい」に該当する者がいる。	
	「味覚異常がある」に該当する者がいる。	
	「嗅覚異常がある」に該当する者がいる。	
行動歴	「新型コロナウイルスに感染（陽性）された方と濃厚接触がある」に該当する者がいる	
	「同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる」に該当する者がいる	
	「政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある」に該当する者がいる。	
	「クラスターが発生している都道府県や当該地域に出張又は休暇で訪れた」に該当する者がいる。	

チェックシートは大会開催にあたり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態を確認することを目的としています。
本チェックシートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、来場可否の判断および必要なご連絡のためにのみ利用します。感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますことを予めご了承ください。本チェックシートは一定期間保管した後、廃棄します。

国民体育大会における新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書

報告No.		報告状況 ステータス				
対象者 情報	フリガナ			性別	年齢	
	氏名					
	参加区分	☐ 選手 ☐ 監督 ☐ 本部役員 ☐ 競技役員 ☐ 視察員 ☐ 報道員 ☐ その他〔 〕				
	＊参加区分が、選手・監督の方は、以下をご記入ください。					
	大会名		競技			
	種目		種別			
感染 情報	感染区分		確定日			
	事案把握 タイミング	☐ 大会開始前 ⇒ 現地入り前 ・ 現地入り後 ☐ 大会会期中 ☐ 大会終了後 ⇒ 現地出発前 ・ 現地出発後 ＊「現地」とは、競技会会場又は競技会参加にあたり拠点とする場所（宿舍等）				
	推定される 感染理由、 確定日 2日前から の行動歴					
	指示・ 対応状況	指示者				
		指示内容				
備考欄						

報告期日：

団体名 :

記入者（団体役職）：

※主催者（運営者）記入欄

【本件に関する対応内容】

参加・出場可否対応内容	
対象大会	☐ 都道府県予選会 ☐ ブロック大会 ☐ 本大会
当該者	☐ 参加・出場可能 ☐ 参加・出場不可
周囲の者	☐ 全ての周囲の者が参加・出場可能 ☐ 一部又は全ての周囲の者が参加・出場不可
対応への補足事項 ※当該者以外の参加・ 出場不可の者の記入等	

【主催者（運営者）確認欄】

所屬	主催①	主催②	主催③	主催④	主催⑤
確認者氏名					
確認日	/	/	/	/	/
			対応状況ステータス		

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会における 参加者留意事項

1 大会参加に当たっての健康観察及びリスク管理

- (1) 大会の成功を担う一員であることを自覚し、全ての参加者を新型コロナウイルス感染症から守るため、大会参加日（※1）の10日前の時点から大会終了日（※2）までの間、自己の体調管理及び会場内外で新型コロナウイルスへの感染リスクを抑える行動を取ることに。
- (2) 健康管理アプリ等で起床時体温、健康状態及び行動歴を毎日記録すること。
- (3) リスクの重症化リスク等を低減するため、大会参加日の10日前までに3回のワクチン接種を推奨する。

（※1）大会参加日とは、青森県内在住・在勤・在学の者は「大会参加初日（公式練習や準備業務等を含む）」、青森県以外の都道府県から参加する者は「来県日」とする。

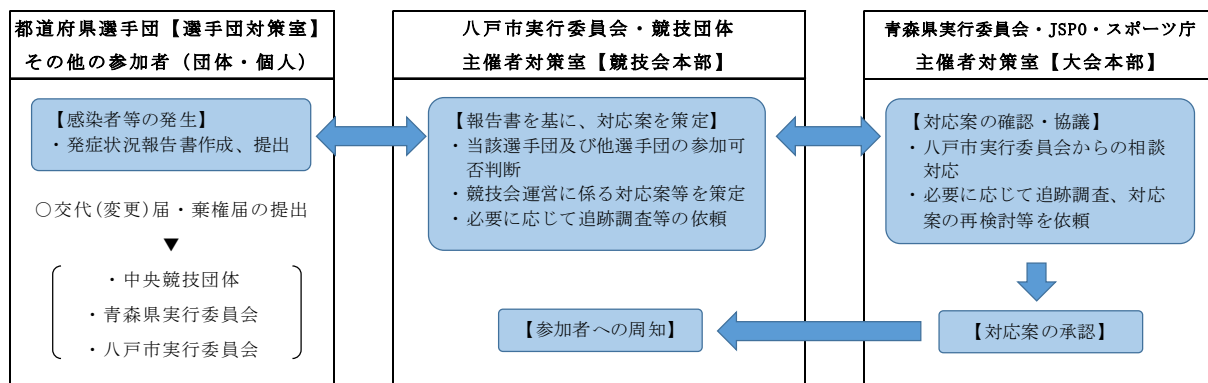
（※2）大会終了日とは、競技会、開始式・表彰式への参加や関連業務への従事等が終了する日とする。

2 大会参加日以前の対応

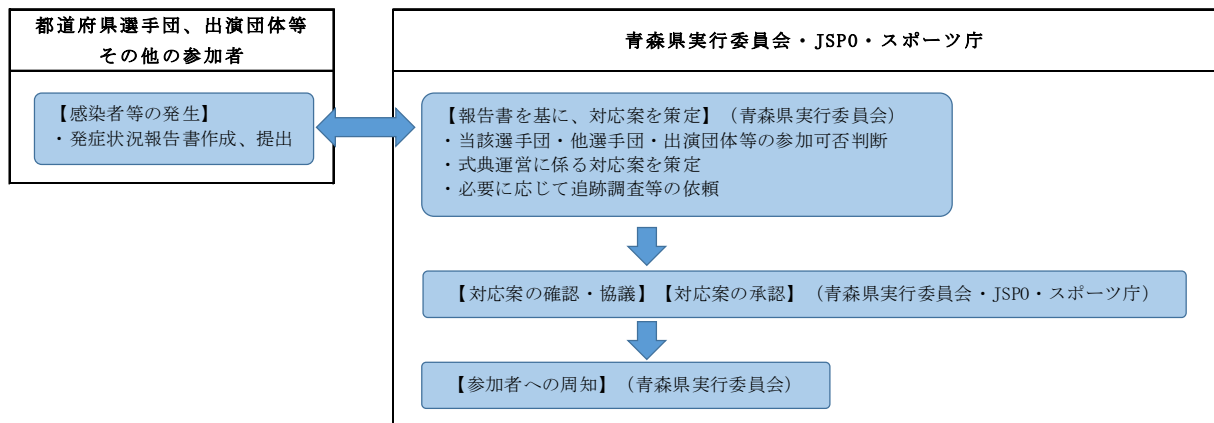
- (1) 都道府県選手団は、大会参加日の10日前以降に新型コロナウイルス感染症に関連した報告を要する事案が確認された場合は、速やかに事実確認等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書（以下「報告書」という。）を作成、提出すること。
- (2) 大会に参加する個人あるいは選手団派遣母体等において、来県後に新型コロナウイルス感染症に関連した事案が発生した場合に必要な交通手段、宿泊施設等の確保に係る対応を計画すること。

〈新型コロナウイルス感染症関連事案発生時の連絡系統〉

【競技会】



【開始式・表彰式】



3 大会参加日以降から会期中の対応

- (1) 体調不良（37.5℃以上の発熱又は感染が疑われる症状）がある場合は、参加を取り止め、来場しないこと。
- (2) 受付では、必ず健康管理アプリ等の画面を提示、又は提出すること。なお、大会参加日当日の起床時体温も健康管理アプリ等へ記録すること。
- (3) 受付等において体調不良者となった場合は、速やかに医療機関を受診、又は八戸市新型コロナウイルス感染症コールセンター（電話 0178-80-7878（24 時間受付））へ相談を行うこと。なお、受診等により感染が確認された場合は、競技会参加者は速やかに八戸市実行委員会（開始式・表彰式参加者は青森県実行委員会）に連絡するとともに、報告書を作成、提出すること。

また、報告を受けた八戸市実行委員会は、報告書を基に当該事案に対する対応案を競技団体と協議、策定し、青森県実行委員会に連絡するとともに報告書を回付すること。

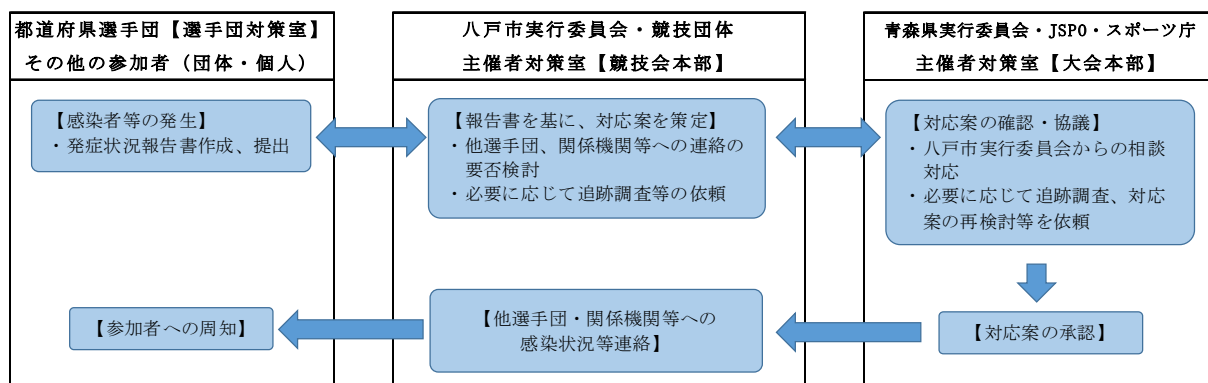
4 大会終了後以降の対応

参加者は、大会終了後の翌日から10日間、健康管理アプリ等で起床時検温、健康状態及び行動歴を毎日記録すること。なお、大会終了後7日目までに新型コロナウイルスへの感染が確認された場合は、医療機関や保健所等の指示に従うとともに、競技会参加者は速やかに八戸市実行委員会（開始式・表彰式参加者は青森県実行委員会）に連絡の上、報告書を作成、提出すること。

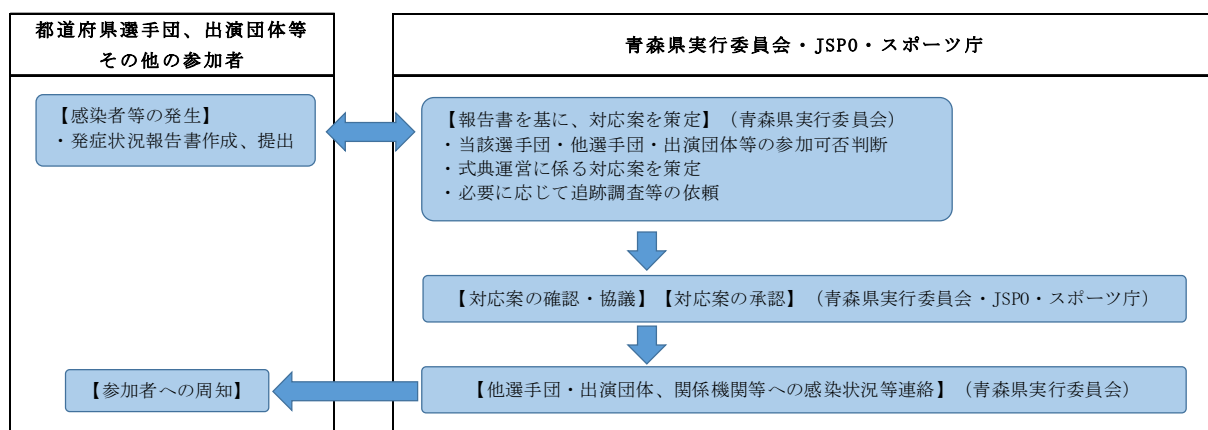
また、報告を受けた八戸市実行委員会は、速やかに関係競技団体及び青森県実行委員会に報告書を回付すること。

〈新型コロナウイルス感染症関連事案発生時の連絡系統〉

【競技会】



【開始式・表彰式】



5 参加者本人の参加可否判断基準

- (1) 感染者となった者は、大会参加日の前日又は当日までに次の要件を満たす場合は参加することができる。

〈症状がある場合〉

- ・大会参加日の前日までに症状が出現した日から10日間以上が経過し、かつ症状軽快（解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合）後、72時間以上が経過している場合は参加することができる。

〈症状がない場合〉

- ・大会参加日の前日までに、検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から薬剤を服用しない状態で感染疑い症状がなく、7日間以上が経過している場合は参加することができる。
- (2) 濃厚接触者と特定された者は、大会参加日の前日又は当日までに次の要件を満たす場合は参加することができる。

- ・大会参加日の前日までに、起因となる感染者の「発症日（感染者が無症状である場合は検体採取日）」、又は「感染対策を講じた日」のいずれか遅い方を0日目として5日目終了するまで、感染疑い症状を発症していない場合は参加することができる。
 - ・大会参加日の前日までに、起因となる感染者の「発症日（感染者が無症状である場合は検体採取日）」、又は「感染対策を講じた日」のいずれか遅い方を0日目として5日目終了しない場合、感染疑い症状がなく、2日目及び3日目に抗原定性検査（各検査の間隔も24時間以上空ける）を実施し、いずれの結果も陰性であれば2回目の検査結果が確認できた時点から参加することができる。なお、使用する抗原定性検査キットは、国が承認した医療用医薬品又は一般用医薬品であることとし、検査を要する個人又は派遣母体等で手配すること。
- (3) 体調不良者となった者は、大会参加日の前日までに、次のいずれかの要件を満たす場合は参加することができる。
- ・大会参加日の前日までに、感染疑い症状を発症した日を0日目として8日間が経過し、かつ薬剤を服用していない状態で感染疑い症状の消失後72時間以上が経過している場合は参加することができる。
 - ・大会参加日の前日までに、感染疑い症状を発症した日を0日目として8日間が経過しない場合、薬剤を服薬していない状態で感染疑い症状が消失し、かつ新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと（※3～5）を示す医師の診断書がある場合は参加することができる。
- (※3)「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」を示すため、PCR検査等が推奨される。

(※4)「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」には、新型コロナウイルス感染症以外の傷病も考えられる。

(※5)医療機関を受診し、新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき、当該症状に対し服薬指導を受け、処方された薬剤についてはこの限りではない。

6 参加都道府県選手団内で感染者等が発生した場合の参加可否判断

本基準は、各競技に参加する選手・監督、エントリー変更により参加する可能性のある選手、監督、選手団に帯同するコーチ、トレーナー、ドクター等、及び選手団本部役員に適用する。

- (1) 都道府県選手団内において感染者等が発生した場合、当該感染者の周囲の者の適用範囲については、原則として、次のとおり対応する。ただし、当該感染者等と周囲の者の間で全く接触がない（※6）、完全に別行動（※7）など、行動歴等によっては、その限りではない。

(周囲の者の適用範囲)

区 分	周囲の者の範囲
スケート競技	当該種目かつ種別に係る者
アイスホッケー競技	当該種別に係る者
選手団本部役員	選手団本部役員に係る者

(※6)「全く接触がない」(例)

- ①感染者等となった者と周囲の者に該当する者が、連れ立っての移動や会食、遊行等がなく、一切の行動を共にしていない場合
- ②チーム練習等において、感染防止対策を講じることが困難な状態での接触や活動が一切ない場合
- ③チームに帯同する登録外の選手等が別宿で、衣食住を共にしていない場合

(※7)「完全に別行動」(例)

- ・青森県代表として出場する県外在住のふるさと選手が感染者となったが、県内在住の同競技・同種目・同種別の選手とは、選手団の集合日まで全くの接触がない場合

(2) 周囲の者の参加可否判断基準

ア 参加都道府県選手団内で感染者が発生した場合の周囲の者の扱い

- ・当該感染者を起因とする濃厚接触者と特定された者は、大会参加日の前日までに上記5(2)に示すいずれかの要因を満たせば参加することができる。
- ・当該感染者を起因とする濃厚接触者に特定されない者は、特に制限を受けることなく参加することができる。

イ 参加都道府県選手団内で体調不良者が発生した場合の周囲の者の扱い

- ・当該体調不良者が、上記5(3)に示すいずれかの要件を満たせば、その者及び周囲の者に該当する者はいずれも参加することができる。
- ・大会参加日以降に体調不良者が発生した場合は、その者は参加できない。ただし、周囲の者に該当する者については、次の事項(※8)について全て満たすことを当該選手団が証明した場合に限り、参加することができる。この場合、当該選手団は、その旨を記載した申告書を作成、提出すること。

(※8)周囲の者が満たすべき事項

- ① 当該体調不良者発生以降、周囲の者の中で新たに体調不良者が発生していない。
- ② 周囲の者全員が、来場日の検体採取による抗原定性検査等を行い、会場到着前までに「陰性」が確認されている。
- ③ 参加都道府県選手団帯同スポーツドクター又は参加都道府県選手団派遣に際し、指導・助言にあたった医師が参加可能と判断している。

7 都道府県選手団以外で感染者等が発生した場合の参加可否判断

競技会の運営主体である競技団体、八戸市実行委員会の競技会運営関係者において感染者が発生した場合、周囲の者の適用範囲及び参加可否については、当該者の参加形態や従事状況等を確認の上、総合的に判断する。

8 その他

感染状況によっては、更に追加の対策を講じることがある。

報告No.		報告状況 ステータス			
対象者 情報	フリガナ			性別	年齢
	氏名				
	参加区分	☐ 選手 ☐ 監督 ☐ 本部役員 ☐ 競技役員 ☐ 視察員 ☐ 報道員 ☐ その他〔 〕			
	＊参加区分が、選手・監督の方は、以下をご記入ください。				
	大会名		競技		
	種目		種別		
感染 情報	感染区分		確定日		
	事案把握 タイミング	☐ 大会開始前 ⇒ 現地入り前 ・ 現地入り後 ☐ 大会会期中 ☐ 大会終了後 ⇒ 現地出発前 ・ 現地出発後 ＊「現地」とは、競技会会場又は競技会参加にあたり拠点とする場所（宿舎等）			
	推定される 感染理由、 確定日 2日前からの 行動歴				
	指示・ 対応状況	指示者			
		指示内容			
備考欄					

団体名： _____
 記入者（団体役職）： _____

所属	主催①	主催②	主催③	主催④	主催⑤
確認者氏名					
確認日	／	／	／	／	／
			対応状況ステータス		

国民体育大会における新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書

報告No.	●●県-01		報告状況 ステータス	新規	
対象者 情報	フリガナ	アオモリ タロウ		性別	年齢
	氏名	青森 太郎		男	23
	参加区分	☒ 選手 ☐ 監督 ☐ 本部役員 ☐ 競技役員 ☐ 視察員 ☐ 報道員 ☐ その他〔 〕			
	＊参加区分が、選手・監督の方は、以下をご記入ください。				
	大会名	●●ブロック大会		競技	ラグビーフットボール競技
	種目	—		種別	成年男子
感染 情報	感染区分	濃厚接触者		確定日	2023/●/●
	事案把握 タイミング	☒ 大会開始前 ⇒ <u>現地入り前</u> 現地入り後 ☐ 大会会期中 ☐ 大会終了後 ⇒ 現地出発前 ・ 現地出発後 ＊「現地」とは、競技会会場又は競技会参加にあたり拠点とする場所（宿舎等）			
	推定される 感染理由、 確定日 2日前から の行動歴	職場、自宅の行き来。基本は自家用車での通勤。 6月4日に同居する家族が発熱し、検査の結果、6月5日に感染者と判明、その濃厚接触者と判断された。			
	指示・ 対応状況	指示者	保健所		
指示内容		保健所よりPCR検査を●月●日に指定医療機関で受けるように指示され、同日検査を受けた。発端者の発症等より7日間の待機（外出自粛および健康観察の陽性）を指示されたため、自宅にて●月●日から●月●日まで待機する。なお、当該者のPCR検査結果は●月●日頃までに出る予定。			
備考欄	報告期日時点で、当該者は無症状。				

報告期日：2023年●月●日

団体名 : 公益財団法人●●県スポーツ協会

記入者（団体役職）：体協 花子

※主催者（運営者）記入欄

【本件に関する対応内容】

参加・出場可否対応内容	
対象大会	☐ 都道府県予選会 ☒ ブロック大会 ☐ 本大会
当該者	☐ 参加・出場可能 ☒ 参加・出場不可
周囲の者	☒ 全ての周囲の者が参加・出場可能 ☐ 一部又は全ての周囲の者が参加・出場不可
対応への補足事項 ※当該者以外の参加・ 出場不可の者の記入等	当該者のブロック大会（●/●開催）については、出場停止対応。 所属チームについては、当該者との接触が確認されなかったため大会出場。

【上記対応に関する主催者（運営者）確認欄】

所属	主催①	主催②	主催③	主催④	主催⑤
確認者氏名	●●●●	○○○○	■■■■	△△△△	▲▲▲▲
確認日	●／●	●／●	●／●	●／●	●／●
			対応ステータス	対応完了	

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会における 感染防止対策に係る検査の概要

1 趣旨

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会における参加条件で定めるPCR検査及び抗原定性検査について、実施方法や結果報告の方法を示すものである。

2 検査の種類

検査の種類は次のとおりとする。

- ・新型コロナウイルス感染症の核酸検出検査（PCR法等。以下「PCR検査」という。）
- ・抗原定性検査（鼻腔ぬぐい液又は唾液を検体とした自己採取検査とし、いずれも国が承認した「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」を用いること。）

3 PCR検査実施方法

(1) 共通事項

- ・原則として、各団体又は個人でそれぞれ検査機関を確保すること。
- ・検査機関の選定に当たっては個別検査とし、検査結果が受検者本人のものであることが明示されるようにすること。なお、プール検査は不可とする。
- ・大会参加日の午前0時から起算して、最大120時間以内に採取した検体を用いること。なお、検体の種類は問わないものとする。
- ・大会参加日前（※1）に検査を実施すること。
- ・大会参加に当たっては、検査結果を確認の上、来場（来県・入宿）すること。なお、検体採取後は、大会参加を経て帰宅等するまで、常に感染対策を意識して行動すること。

（※1）大会参加日とは、青森県内在住・在勤・在学の者は「大会参加初日（公式練習や準備業務等を含む。）」、青森県以外の都道府県から参加する者は「来県日」とする。

(2) 都道府県選手団等（参加条件1(2)①に該当する者）

- ・検査結果は原則として、大会参加日前日までに健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」（以下「健康管理アプリ」という。）へ記録すること。なお、健康管理アプリを利用できない者は、検査結果通知等（写しや撮影した画像可）を受付等で提示できるようにすること。

(3) 青森県実行委員会が確保した検査機関で検査を実施する者（参加条件1(2)②、③に

該当する者)

- ・青森県実行委員会又は八戸市実行委員会が検査対象者リストを作成し、検査機関から検査対象者へ検査キットが送付される。
- ・検査キット到着後、検査対象者は大会参加日に応じて検体を採取し、検査機関へ返送する。
- ・検査結果は、メールアドレスの提示があった者に通知されるほか、所属団体の担当者や青森県実行委員会及び八戸市実行委員会へ報告されるため、個人の検査結果は提出不要とする。
- ・検査結果は原則として、大会参加日の前日までに健康管理アプリへ記録すること。なお、健康管理アプリを利用できない者は、検査結果通知等（写しや撮影した画像可）を受付等で提示できるようにすること。

(4) その他関係者（参加条件 1 (2) ④に該当する者）

- ・検査結果は原則として、大会参加日の前日までに健康管理アプリへ記録すること。なお、健康管理アプリを利用できない者は、検査結果通知等（写しや撮影した画像可）を受付等で提示できるようにすること。

4 抗原定性検査の実施方法

(1) 検査キットの確保及び配付方法

- ・参加条件に基づき実施する大会参加日及び大会参加日以降の抗原定性検査は、青森県実行委員会が手配する。
- ・配付方法は次のとおりとする。

区分	配付方法
式典従事の教員	青森県実行委員会から検査対象者へ配付
青森県又は八戸市実行委員会が必要と判断した者	

(2) 対象者・実施方法

対象者	実施方法
式典従事の教員	1 回目は 1 月 27 日 (金)、2 回目は 2 月 2 日 (木) の来場前に自宅等で実施すること。
青森県又は八戸市実行委員会が必要と判断した者	大会参加日当日、来場・入宿・現地出発前に自宅等で実施すること。

(3) 検査結果の記録

- ・検査結果は原則として、健康管理アプリに記録すること。なお、健康管理アプリが利用できない者は、健康チェックシートに検査結果を記載すること。

- ・個人の検査済みキットは提出不要とするが、検査実施日の本人の検査結果であることを確認できるよう、検査キットを撮影する等により記録することが望ましい。
- ・検査実施日の本人の検査結果であることを示す方法として、検査キット余白部分へ日時・氏名を記載し、身分証明書等と組み合わせて写真を撮影する等、適切に記録することが望ましい。
- ・健康管理アプリには、抗原定性検査結果を保管できる機能を有しているため、有効に活用すること。

(4) 検査の留意事項

- ・検査実施前に、別添「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」を確認の上、各自で理解度確認テストを実施すること。
- ・検査実施に当たっては、検査精度の低下を防ぐため、検査キットの説明書をよく読み、正しい方法で実施すること。
- ・選手及びコーチ、トレーナー、ドクター等の選手団帯同者等の検査結果については、監督等の責任者が必ず確認、記録し、都道府県体育・スポーツ協会の担当者と情報を共有すること。
- ・検査実施後、検体採取に用いた綿棒等の用具一式は、適切に廃棄すること。

特別冬季国体 健康チェックシート【来場初日】

チェックシートは大会開催にあたり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態を確認することを目的としています。本チェックシートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、来場可否の判断および必要なご連絡のためにのみ利用します。感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますことを予めご了承ください。

団体名													
氏名													
連絡先													
		10日前	9日目	8日目	7日目	6日目	5日目	4日前	3日前	2日前	1日前	来場初日	
項目		日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
体温		℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	
健康状態	のどの痛みがある	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	咳（せき）が出る	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	痰（たん）がでたり、からんだりする	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	鼻水、鼻づまりがある ※アレルギーを除く	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	頭が痛い	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	だるさ（倦怠感）がある	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	息苦しさがある	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	体が重く感じる、疲れやすい	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	味覚異常がある	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
嗅覚異常がある	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無		
行動歴	新型コロナウイルスに感染（陽性）された方と濃厚接触がある	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	
	同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	
	政府から入国制限、入国後の観察時期が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	
	クラスターが発生している都道府県や該当地域に出張又は休暇等で訪れた	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ	
	☐ はいに該当する場合、訪れた都道府県名を記入してください。												

※1 濃厚接触とは、「新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と1m程度以内で15分以上接触があった場合」と定義します。

※2 本票は一定期間保管した後、破棄します。

特別冬季国体 健康チェックシート【期間中（2日目以降）】

記入日

氏名

住所

電話番号

（※日中に連絡が取れる電話番号を記入してください）

以下の項目に記入をお願いします。

過去10日間の体調及び状況についてお答えください。		
健康調査	体温	
	のどの痛みがある	有 ・ 無
	咳（せき）が出る	有 ・ 無
	痰（たん）がでたり、からんだりする	有 ・ 無
	鼻水、鼻づまりがある※アレルギーを除く	有 ・ 無
	頭が痛い	有 ・ 無
	だるさ（倦怠感）がある	有 ・ 無
	息苦しさがある	有 ・ 無
	体が重く感じる、疲れやすい	有 ・ 無
	味覚異常がある	有 ・ 無
	嗅覚異常がある	有 ・ 無
行動調査	新型コロナウイルスに感染（陽性）された方と濃厚接触（※1）がある	有 ・ 無
	同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる	有 ・ 無
	海外渡航（※2）	有 ・ 無
	出張・休暇（※3）	有 ・ 無

※1 濃厚接触とは、「新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と1m程度以内で15分以上接触があった場合」と定義します。

※2 過去10日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ渡航した場合

※3 過去10日以内にクラスターが発生している都道府県や該当地域に出張又は休暇等で訪れた場合

特別冬季国体 体調管理チェックシート（総括表）

選手団の代表者は、所属選手及び監督（チームスタッフを含む）の健康チェックシートの記載等を確認したうえで、本シート（総括表）を作成し、受付時に提出してください。

都道府県名		団体名	
-------	--	-----	--

競技名（種目）		種別	
---------	--	----	--

代表者	ふりがな		メールアドレス	
	氏名		電話番号 （携帯電話等）	
	住所			

団体受付人数 （うち体調管理チェックシートの 提出枚数）	名 (枚)
------------------------------------	-----------

当選手団所属選手等の

{	☐ 本日及び本日以前10日間の	}
	☐ 本日の	

健康状態等は次のとおりです。

※いずれかの口に✓を記入

日付（記入してください）		
項目（該当する項目にチェック（✓）を記入してください）		／
本日参加している当選手団所属選手等のPCR検査の結果は陰性である。 （来場初日となる参加者がいる場合のみ記入してください）		
本日参加している当選手団所属選手等の抗原定性検査の結果は陰性である。 （検査対象者がいる場合のみ記入してください）		
下のいずれの項目にも該当する者がいない。		
37.5℃以上の発熱がある者がいる		
健康状態	「のどの痛みがある」に該当する者がいる	
	「咳（せき）が出る」に該当する者がいる	
	「痰（たん）がでたり、からんだりする」に該当する者がいる	
	「鼻水、鼻づまりがある」に該当する者がいる（アレルギーを除く。）	
	「頭が痛い」に該当する者がいる。	
	「だるさ（倦怠感）がある」に該当する者がいる。	
	「息苦しさがある」に該当する者がいる。	
	「体が重く感じる、疲れやすい」に該当する者がいる。	
	「味覚異常がある」に該当する者がいる。	
行動歴	「新型コロナウイルスに感染（陽性）された方と濃厚接触がある」に該当する者がいる	
	「同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる」に該当する者がいる	
	「政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある」に該当する者がいる。	
	「クラスターが発生している都道府県や該当地域に出張又は休暇で訪れた」に該当する者がいる。	

チェックシートは大会開催にあたり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態を確認することを目的としています。
本チェックシートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、来場可否の判断および必要なご連絡のためにのみ利用します。感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますことを予めご了承ください。本チェックシートは一定期間保管した後、廃棄します。

特別冬季国体 健康チェックシート／開始式・表彰式参加者用

開始式・表彰式に参加する方は、本シートを作成し、受付で提出してください。

ふりがな		電話番号 (携帯電話等)	
氏 名			
団体名等			

本日より10日間の健康状態等は、次のとおりで相違ありません。

日付（記入してください）		／
項目（該当する項目にチェック（✓）を記入してください）		
PCR検査の対象者／大会参加日120時間以内に実施したPCR検査の結果は陰性でした。		
抗原定性検査の対象者／大会参加日に実施した抗原定性検査の結果は陰性でした。		
下のいずれの項目にも該当しません。		
37.5℃以上の発熱がある者がいる		
健康状態	「のどの痛みがある」に該当する者がいる	
	「咳（せき）が出る」に該当する者がいる	
	「痰（たん）がでたり、からんだりする」に該当する者がいる	
	「鼻水、鼻づまりがある」に該当する者がいる（アレルギーを除く。）	
	「頭が痛い」に該当する者がいる。	
	「だるさ（倦怠感）がある」に該当する者がいる。	
	「息苦しさがある」に該当する者がいる。	
	「体が重く感じる、疲れやすい」に該当する者がいる。	
	「味覚異常がある」に該当する者がいる。	
	「嗅覚異常がある」に該当する者がいる。	
行動歴	「新型コロナウイルスに感染（陽性）された方と濃厚接触がある」に該当する者がいる	
	「同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる」に該当する者がいる	
	「政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある」に該当する者がいる。	
	「クラスターが発生している都道府県や当該地域に出張又は休暇で訪れた」に該当する者がいる。	

チェックシートは大会開催にあたり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態を確認することを目的としています。
本チェックシートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、来場可否の判断および必要なご連絡のためにのみ利用します。感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますことを予めご了承ください。本チェックシートは一定期間保管した後、廃棄します。

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の開催可否検討に係る考え方

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・
アイスホッケー競技会 青森県実行委員会

青森県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や大規模災害等により次の状況が生じた場合、大会の開催可否について、(公財)日本スポーツ協会、文部科学省、八戸市、実施中央競技団体の各競技会主催者間で協議を行う。

- 1 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令された場合
 - (1) 全国が緊急事態措置区域となった場合
 - (2) 青森県以外の都道府県が緊急事態措置区域となった場合
 - (3) 青森県が緊急事態措置区域若しくはまん延防止等重点措置区域となった場合
- 2 青森県独自の緊急事態宣言等の発令又はイベント開催自粛要請が行われた場合
- 3 青森県内の医療機関が新型コロナウイルス感染症患者の受入れ不可となる恐れがある場合
- 4 大会参加申込締切時点で、3分の2以上の都道府県において選手選考が困難な場合
- 5 大会参加申込み済み都道府県のうち、4分の1以上の都道府県の参集が困難な場合
- 6 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や大規模災害等により競技会場が使用できない場合のほか、競技運営に支障をきたす又はその可能性が想定される場合